第 5 章 災害応急対策

防災関係機関等は、特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に協力して一体的に防災体制を確立し、応急対策に万全を期するものとする。

第1節 動員計画

第1 防災体制の区分

災害応急対策の実施体制を災害の規模、態様に応じ、次のとおり段階的に区分する。

1 第1次防災体制

特定事業所の自衛防災組織(共同防災組織を含む。)及び所轄消防署又は鹿島海上保安署の防災力で防ぎょ し得る程度の災害に対処する体制

2 第2次防災体制

第1次防災体制に加え、鹿島地方事務組合消防本部の全消防署及び相互応援協定に基づく事業所応援隊等の防災力で防ぎょし得る程度の災害に対処する体制

3 総合防災体制

第2次防災体制によっても防ぎょ困難なため、国、隣接地方公共団体をはじめ各防災関係機関等の総力を 挙げて防ぎょしなければならないような災害に対処する体制

第2 防災本部会議の開催

1 防災本部員の招集

防災本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、防災本部員を招集し防災本部会議を開催する。

2 防災本部の庶務

防災本部の庶務は、茨城県防災・危機管理部消防安全課が行う。消防安全課の体制は次のとおりとする。

3 関係課連絡員の招集

防災本部長は、災害の規模や内容に応じて県の関係課連絡員を招集する。

○ 石油コンビナート等防災本部における消防安全課の体制

総 括 消防安全課長

(災 害 時) 補 佐 消防安全課産業保安室長

班	班長	班	員		分	掌	事	務		摘	要
				1	本部の運営に	関するこ	と。				
総括班	産業保安	沙叶宁	全課員	2	国及び防災関係	系機関に	対する連	絡調整に関す	トる		
松竹山红	室長補佐	用 奶 女	土味貝		こと。						
				3	現地防災本部。	との連絡	及び指示	に関すること	1 0		
				1	現地防災本部の	の設置に	関するこ	. と。		現地防災	災本部を
	課長補佐			2	災害情報の収算	集、伝達	に関する	こと。		設置した	ない場合
現地班	(消防)	同	上	3	関係機関との記	車絡調整	に関する	こと。		において	ても必要
	(AB B)			4	本部との連絡し	こ関する	こと。			に応じま	見地に派
				5	防災相互通信用	用無線局	の運用に	関すること。		遣する。	
	課長補佐			1	災害情報の収算	集、伝達	に関する	こと。			
情報班	(総括)	同	上	2	災害情報等の記	記録に関	すること				
	(形心 1白)			3	無線通信設備の	の運用に	関するこ	. と。			
広報班	副参事	同	上	1	報道、放送要認	清に関す	ること。				

○関係課連絡員の招集

目 校	課名	連絡員の派遣が必要と思われる災害の内容	防災体	制と招	集人数
		理船員の派追が必要と忘われる火音の内谷	1 次	2次	総合
政策企画部	地域振興課	災害により周辺住民に直接の影響があると認められるとき	なし	2人	3人
県民生活環境部	環境対策課	災害により公害防止対策が必要と認められるとき	なし	2人	3人
	厚生総務課	災害による傷病者に対し医療救護が必要と認められるとき	なし	2人	3人
保健福祉部	医療政策課	災害による傷病者に対し医療救護が必要と認められるとき	なし	2人	3人
	薬 務 課	災害により毒劇物の流出、又は毒性ガスの発生が考えられるとき	なし	1人	2人
土木部	港湾課	災害により船舶火災、油流出等の海上災害の発生が考えられるとき	なし	2人	3人
土木部	下水道課	災害により下水道施設又はその機能維持に障害があると考えられるとき	なし	1人	2人
企 業 局	総 務 課	災害により県営の上水道及び工業用水道施設に影響が及ぶと認められるとき	なし	2人	3人

- イ 防災本部における災害に関する収集情報の関係課への伝達
- ロ 関係課の実施する応急対策の実施状況や、把握情報の防災本部への報告
- ハ 防災本部から関係課への連絡及び指示事項の伝達

第3 現地防災本部

法第29条の規定に基づく現地防災本部の設置は次による。

1 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、現地防災本部の設置を本部長が認めたとき。

2 設置者

本部長

3 設置手続

- (1) 本部長は、本部員のうちから現地防災本部長及び現地防災本部員を指名し招集する。
- (2) 本部長は、指名外の本部員及び発災事業所に対し、現地防災本部を設置した旨連絡する。

4 設置場所

本部長は、現地防災本部を鹿嶋市又は神栖市若しくは応急対策上適当と認めた場所に設置する。

5 組織

現地防災本部長及び現地防災本部員をもって組織する。

(1) 現地防災本部長

本部長は、特別防災区域を管轄する鹿嶋市長又は神栖市長のうちから現地防災本部長を指名する。

(2) 現地防災本部員

本部長は、当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を防災本部員のうちから指名する。

6 所掌事務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整
- (3) 防災本部に対する報告及び連絡
- (4) その他本部長から特に指示された事項

7 連絡員及び派遣員

(1) 連絡員

ア 現地防災本部員は、その業務を補佐させるため、自機関の職員を連絡員として現地防災本部に同行させることができる。

- イ 連絡員は、災害及び自機関の応急措置等に関する情報を把握し、自機関の現地防災本部員に報告する。
- ウ 連絡員は、現地防災本部の調整事項、防災関係機関等の応急措置、現地防災本部員の指示事項等を自 機関に連絡する。

(2) 派遣員

- ア 現地防災本部長は、災害状況等について必要があるときは、発災事業者及び隣接事業者等に対し従業 員の派遣(以下「派遣員」という。)を要請する。
- イ 派遣員は、現地防災本部に対し災害状況等を報告する。
- ウ 派遣員は、現地防災本部の調整事項、防災関係機関等の応急措置等を自事業所に連絡する。
- エ 特定事業者は、現地防災本部長から要請があったとき、速やかに派遣員を派遣できるようあらかじめ 指名しておくものとする。

8 現地防災本部の庶務の補助

現地防災本部の庶務の補助は、現地防災本部を設置した市職員が行うものとする。 主な事務は次のとおりである。

- (1) 現地防災本部室の設営
- (2) 災害に関する情報の収集・伝達及び記録並びにその印刷・配布
- (3) 防災本部への報告
- (4) 防災本部及び関係機関との連絡・調整
- (5) 報道機関に対する情報の提供
- (6) その他

9 現地防災本部の廃止

- (1) 本部長は、現地防災本部長の意見を聴き、災害の状況等からみて現地防災本部設置の必要がないと認めたときは、防災本部会議に諮り現地防災本部を廃止する。
- (2) 本部長は、現地防災本部を廃止したときは、現地防災本部長、現地防災本部員及び発災事業者に対しその旨を通知する。

第4 現地連絡室

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事態に応じ、防災本部は特定事業所の対策本部に関係機関等による現地連絡室を設置するものとし、関係市とともに職員を派遣して、現場の一時情報を共有する。

第5 防災関係機関等の動員

災害時においては、防災関係機関等は、それぞれの動員計画に基づき、業務に関する応急対策が迅速適切に 行われるよう要員を招集し配備する。

なお、被害の少ない特定事業者等から、応援等の事業者間の連携に努める。

第2節 災害情報対策

防災関係機関等は、災害応急対策を迅速、的確に実施するため、円滑な情報の収集・伝達に努めるものとする。

第1 異常現象の通報

1 通報の義務

(1) 特定事業所を統括管理する者は、当該事業所又は当該事業所のバースに係留中の船舶における異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに119番通報しなければならない。船舶における異常現象の発生の際には、併せて海上警備救難機関に118番通報する。

なお、異常現象とは、出火・爆発・石油等の漏洩、装置等の破損、暴走反応等をいい、その範囲は、 次のとおりである。

ア出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

イ 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの

ウ漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏洩。ただし、次に掲げる少量(液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度)の漏洩で漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置(回収及び除去を除く。)を必要としない程度のものを除く。

- (ア) 施設又は設備(以下「施設等」という。) に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常 状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの
- (イ) 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置により漏洩が直ちに停止したもの

工 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備(以下「製造等施設設備」という。)の破壊、破裂、損傷等の破損であって製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏 洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

才 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

(2) いばらき消防指令センターは、前項の通報を受けた場合は、その旨を図5-1に示す防災関係機関に対し直ちに通報する。

2 通報の内容

通報の内容は、具体的かつ簡潔にし、発災時の状況が不明のときは、知り得た情報を直ちに通報する。

- (1) 発災事業所名
- (2) 発災場所
- (3) 発災時刻
- (4) 異常現象等の状況
 - ア 異常現象の種類 イ 施設、機器の名称 ウ 物質の種類
 - エ 毒性の有無 オ 被害の状況
- (5) 自衛防災組織の応急措置
- 3 特別防災区域における海上災害については、鹿島海上保安署長は図5-2に示す防災関係機関に対し直ち に通報する。

第2 災害情報の収集・伝達

- 1 防災関係機関等が行う災害情報の収集・伝達の系統は図5-3に示すとおりとする。
- 2 鹿島特災無線協防災相互通信用無線局(以下「鹿島特災無線協無線局」という。)の利用 鹿島特災無線協無線局を設置している防災関係機関等は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、 鹿島特災無線協無線局(資料編 第3-1参照)を利用し、災害情報連絡の迅速・円滑化を図るものとする。
- 3 ヘリコプター (茨城県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等) による上空からの災害情報収集を必要に 応じ実施する。
- 4 県並びに鹿嶋市及び神栖市は、災害時の大気性状及び気象状況について、大気常時監視局(資料編 第3-6参照)からのデータ等の情報収集を行い、必要に応じ防災本部に状況を報告する。

第3 災害情報の共有

(1) 事故情報の提供

特定事業者は、現場対応に当たる防災要員及び鹿島地方事務組合消防本部に対して、出動、現場到着、活動中等の各段階において、防災管理者及び副防災管理者の総括の下、事態認識や活動内容、緊急待避等の情報を的確に伝達する。

(2) 隣接事業所への情報伝達

特定事業者は、事故が拡大又は拡大するおそれがある場合、隣接事業所に情報の提供を行うものとし、 隣接事業所が同時に被災した場合には相互に情報伝達を行う。

第4 災害応急措置の概要等の報告

1 防災関係機関等の報告

(1) 概況報告

災害の発生及びその経過に応じて、鹿島地方事務組合管理者又は鹿島海上保安署長は、様式1の項目について、その他の応急措置を実施した防災関係機関の長及び特定事業者は、様式2の項目について、電話及びFAX等により防災本部(現地防災本部が設置されている場合は現地防災本部)に逐次報告する。

(2) 最終報告

ア 鹿島地方事務組合消防本部消防長

消防組織法第40条に基づく「「危険物製造所及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について(平成15年8月19日付け消防危第85号・消防特第175号)」による報告をもって最終報告とする。

イ 海上保安署長

災害応急措置が終了した後、様式3により原則10日以内に文書で防災本部に報告する。

ウ その他の応急措置をした防災機関の長

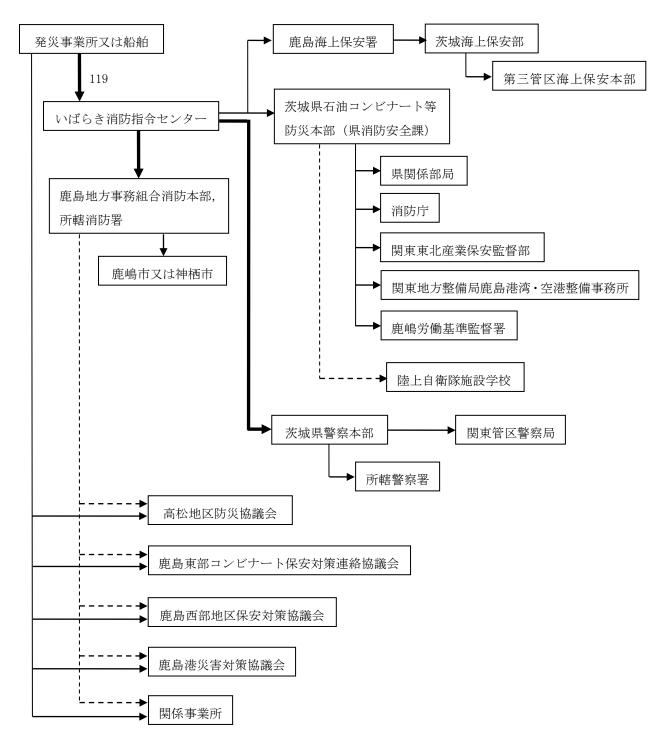
災害応急措置が終了した後、様式4により原則10日以内に文書で防災本部に報告する。

工 特定事業者

特定事業所に係る事故の応急措置が終了した後、様式5により原則10日以内に文書で防災本部に報告する。

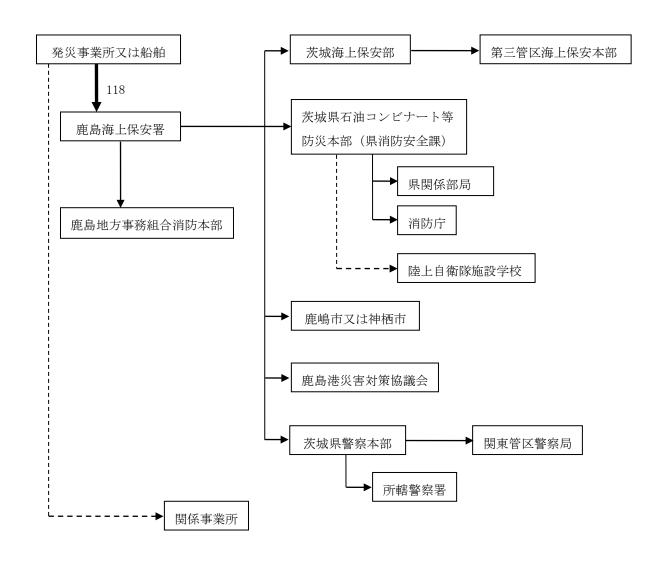
2 県の報告

県は、災害の状況及び応急措置の状況を消防庁を経由して速やかに内閣総理大臣に報告するとともに中央 防災会議へ通報する。



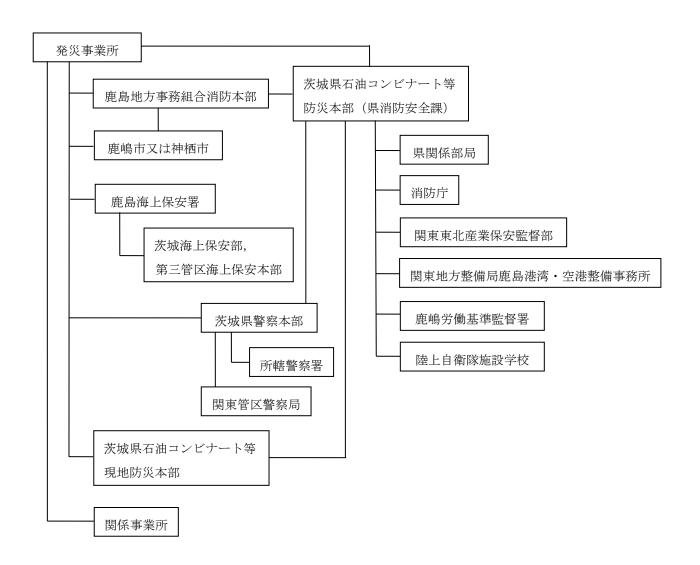
区 分	内容
→	異常現象すべてについて行う通報
	異常現象の内容によって行う通報又は連絡
	応援要請のために行う連絡

図5-1 災害通報連絡系統図



区分	内 容
→	災害すべてについて行う通報
	災害の内容によって行う連絡
	応援要請のために行う連絡

図5-2 海上災害通報連絡系統図



(注)

- 1 この系統図は,異常現象発生の通報 (23 条)後の災害応急対策上の連絡系 統である。
- 2 自衛防災組織等の協力 (24条), 自衛防災組織等に対する指示 (25条) 及び 災害応急措置の概要等の報告 (26条) の系統を含む。
- 3 系統が接続していない場合でも必要に応じ連絡するものとする。
- 4 連絡手段は、有線、無線、文書送達等のあらゆるものを使用し迅速、的確に行うものとする。

図5-3 災害対策連絡系統図

様式1

第2号様式 (特定の事故)

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

			第		報
報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 <u>(消防本部名)</u>					
報告者名					·

事故種別 1 火災2 爆発3 漏えい4 その他() 発生場所 特別防災区域 レイアウト第一種、第一種、第一種、第一種、第一種、第一種、第一種、第一種、第一種、第二種、その他 発生日時(覚知日時)(月日時分)(月日時分)(別期) 月日時分(処理完了)(月日時份)(別理完了)(月日時時) 月日時時時時時時時時度 消防覚知方法 気象状況 物質の区分 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 7 その他() 物質名 施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他() を験物施設の区分分 施設の概要 死者(性別・年齢)人() 事故の概要 死者(性別・年齢)人() 水池 1 場換 1 出場() 大人() 本事症 人人() 大人人() 本書症 人人() 大人人() 本書症 1 日間 1 日										4 D -	,,,,	L					4	言有氏	I X IF	19J),	1日	_			
事業所名 特別防災区域 レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 発見日時月日時分 (覚知日時) (月日時分) 消防覚知方法 気象状況 物質の区分 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 7 その他() 方 壽劇物 6 RI等 7 その他() を険物施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他() 施設の概要 死者(性別・年齢) 人(単等症 点 人(単等症 人人(単等症 人人(単等症 人人(単等症 人人(単等症 人人(単常症 人人(単常症 人人(財務) 人人) 人人(財務) 人人) 人人(財務) 人人) 人人(財務) 本部(署) 人人(財務) 本部(署) 人人(財務) 本部(署) 人人(財務) 本部(署) 人人(財務) 方面人)		他(その	4	い	漏え	3	爆発	2	火災	1 1		別	重	į	故	事
事業所名 特別防災区域 第二種、その他 発生日時 月日時分 (所	昜		生	発
発生日時 (覚知日時) 月日時分 (処理完了) 月日時分 (処理完了) 月日時 (処理完了) 月日時 (処理完了) 月日時 (処理完了) 月日時 (処理完了) 月日時 (処理完了) 別日時 (処理完了) 物質 名 物質の区分 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 7 その他() 1 危険物施設の区分 1 危険物施設の区分 1 危険物施設の区区分 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他() 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他() 4 その他() 人() 単 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		-種、	第一						域	災区	门防	特別									名	折	j	業	事
(覚知日時) (月日時分) 鎮火日時 (処理完了) 月日時 (月日時) 消防覚知方法 気象状況 物質の区分 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 7 その他() 物質名 施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他() 施設の概要 反物施設の区分 水 で	分	5	時	1	月	月			時	目	見	発													
(寛知 日 時) (月 日 時 分) (処理完了) (月 日 時 消防 覚知 方法	分	1.	陆	1	Н	В				日時	直ル			分	時	日	月				時	日		生	発
消防覚知方法 気 象 状 況 気 象 状 況 物 質 の 区 分 1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 物 質 名 施 設 の 区 分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他(危険物施設の 区 分	カ 分)						(分)	時	日	月		()	時		覚 矢	(
施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他(危険物施設の 区 分	<i>)</i>																			\vdash	法	1 方	负矢	坊 覚	消
施設の概要						名	質	物		ブス		可炽	ζ 4	圧ガン の他(3 高 7 そ	可燃物	指定 RI等	勿 2 勿 6		. 1 fi 5 ₹	分	区	の	質	物
施 設 の 概 要 事 故 の 概 要 死者 (性別・年齢) 人 重 症 人人 (中等症 人人 (中等症 人人 (軽 症 人人 (以 性 が が が が が が が が が が か か か が か か か が か か か か が で か か か か))			他(その	4	設	ス施	ガン	高圧	3	設	上在施	5危》	2	を設	険物が	危险	1	分	区	の	設	施
事 故 の 概 要 死者(性別・年齢) 人										施設	食物:										要	概	の	設	施
死 傷 者 重症 人(p+等症 及人(p+等症 及人(p+等症 及人(p+等症 及人(p+等症 及人 (p+等症 及人 (p+等症 及人 (p+等症 及人 (p+等症 及人) を ない																					要	概	の	故	事
出場機関 出場人員 出場資事 事 自衛防災組織 人 消防防災 共同防災組織 人 その他 人 消防本部(署) 合人 消防本部(署) 合人 消防 団	人 人 人 人 人) J		(人人		等症	重 中等	傷者	負				J		手齢)	另「・:	广(性)	死者		者		傷		死
消防防災 業 活動状況 大 及び 消防本部(署) 救急・救助 消防 団			出場			場人	<u></u>	関																	
活動状況 所 その他 人 及び救急・救助 消防本部(署) 消防本部(関) 分 消防可 分				-								尹_									,,,	24.		72.	2214
及 び 救 急 ・ 救 助 消 防 本 部 (署) 消 防 団 分				-			<u> </u>	_	え組		も同	亲 所													
救急・救助				ì	台				(_										人	•	刬	
				ì					(1=													救		急	
活動状況 機人 パーパー 横人 おおおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり お				Delta				ター	コプ:	、リ:	防災。	消防									況	伏	;	動	活
海上保安庁					人			庁	安	保	上	海													
警戒区域の設定 月 日 時 分 自 衛 隊 人				_	人					衛				時	目	月	定	或の設	戍区域	警刑					
使用停止命令 月 日 時 分 そ の 他 人					人			他		の		そ	分	時	日	月		上命令	用停止		7 7	= ↓	↓ <i>左</i>	主 4	{{ {}
災害対策本部 等の設置状況																									
その他参考事項																									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分か る範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

記載要領

1 事故名 (表頭) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

2 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

3 特別防災区域

発災事業所が、法第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。 また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、 同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

4 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

5 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、 当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名につい て記入すること。

6 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

7 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

8 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

9 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

10 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

11 その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例) 自衛隊の派遣要請、出動状況

災害応急措置の概況 (第 報)

	機関名		日時	月	F	-
発	(会社名)	受	日 時	時	÷ 5)
信	職氏名	信	氏 名			

1	災害の現状	
2	応急措置の実施状況	
3	今後予想される災害の態様	
4	今後必要とされる措置	
5	その他特記すべき事項	

災害状況及び災害応急措置の概要報告書

年 月 日

茨城県石油コンビナート等防災本部長 殿

機 関 名 職 氏 名

石油コンビナート等災害防止法第26条の規定に基づき、災害の状況及び災害応急措置の概要について次のとおり報告する。

1	事 故 :	名
2	事 故 種 ; 主: ◎、副: (- 1 爆 発 2 火 災 3 漏えい 4 破 捐 5 その他(
3		生 月 日 時 分 推定・確定 4 発 見 月 日 時 分
5	覚	知 月 日 時 分 鎮 圧
7	鎮火・処理完	7 月 日 時 分 6 応急措置完了 月 日 時 分
8	覚 知 5	引 1.119 2.無線 3.ホットライン 4.警察電話 5.駆付 6.事後聞知 7.一般加入 8.その他()
9	気 象 状	况 天気: 風向: 風速: m/s 気温: ℃ 相対湿度: %
10	発生事業所	11 発生場所
	名称等:	所在地: 1.特別防災区域内(レイアウト、第1種、 1.東業形内(制) 時、 株、田、東、(地)
	種 別:	1. 事業所内(製、貯、荷、用、事、他) 第2種、その他) 区分: 1. 事業所内(製、貯、荷、用、事、他) 2. 特別防災区域外
	業態: 事業の概要	番号(特別防災区域名:
12	施設装置	16 発生施設規制区分等
	名 称:	番号 (施設区分: 1. 危険物 2. 高圧ガス 3. 高危混在 4. その他
	能力:	貯蔵・取扱・運搬の別: 類・品名・名称・数量・倍数:
	I/I/ DD fele	
13		温度圧力: C MPa 措置の完成: 令和 年 月 日 番号() 直近の完成: 令和 年 月 日
	名 称: 規 模:	留々()
	元 侯: 温度:圧力:	℃ MPa17 物資の区分等 1. 危険物 2. 高圧ガス 3. 指定可燃物 4. 可燃性ガス
1.4	発生箇所	5. 毒物 6. 劇物 7. その他
14	<u> </u>	番号() 小柴(田和 汝和 原和) 医九(芦属 和民)
		# ***
	材 質:	
15	発 生 時 運転状況:	番号()
	建构状化:	番号() 18 取扱者の概要
	作業状況:	番号(
19	危険物保安統持	
		者 3. 不要
22	設備・機器等の)概要:
	まれる無悪	
23	事故の概要:	
24	緊急措置の状況	记: 有 番号 () 、無

25	主原因								着り	と 原 因	3					番号	+ ()
原	発生原因の特	犬況:																	
因																			
26	被害の状況	1 設備				支置建力		3 岁	锋接旅	語設へ:	拡大 4 3	事業所	外へ	5	他の	施設が	6		
97		6 漏え					当火				28		H-A	- A	h 1/2	か 宝			
27		# 1.				善			Tri-Li	عللد		星/郷金	物田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			<u> </u>			
	(校告) (谷寺)	死 亡	重傷	軽	傷	死貨	易原 🛭	刃	職 又	業は	1)又少	(水)音車	四四の	∠ U`1)	ム人い	71/1/1	,		
区分		者 数	者 数	者	数	70 6	2 %I		職	名									
当	事者		()							施設	等の初	支害状	大況	:				
防災	泛活動従事者		())															
第	三 者		())															
29	関係機関、国	育防災	消防約	狙織等	の出	動状泡	元				物資	の被害	手状涉	记:					
消	防 機 関	台	隻	人	自	衛	台		隻	人									
消	防団	台	隻		共	同	台		隻	人									
	上保安部	台	隻	人	応	援	台		隻	人	損害額:	1万円	未清	苦	1万月	11以上	(万	円)
その	の他の機関	台	隻	人	そ(の他	台		隻	人	MUW.	1 /3	3/1/11	-11		10/1			1 3/
30	実施した			<u>の 状</u>	況														
	公設消防機関	番号	()							自衛防	5災・消	判防剎	且織領	等 看	番号()
31	防災活動上の	の問題占																	
31	的火伯勒工	7月 印 医 示																	
	施設名								33	定其	月点検等	消	防	i	法	そ	の		他
32	使用停止等	等 令和	年 丿	月日	令	和年	月	日	7	定期・	自主点検	令和	年	月	日	令和	年	月	日
行	改善命令	等 令和	年 丿	月日	令	和年	月	日		気密	話験等	令和	年	月	日	令和	年	月	日
政	停止解	除 令和	年 丿	月日	令	和年	月	日	1	呆 安	検 査	令和	年	月	日	令和	年	月	目
措	関係条1	項							34	当該	核施設に	有、	. 4	#					
置	その他	令和	年 丿	月日	令	和年	月	日		係	る法令	内容	:						
	()	1 3	文書 2	口頭	1	文書	2 口豆	頁		違反	での有無								
35	今後の対策																		
36	所 見																		
l																			

報告書の記入要領

		和口音 27 元 八 安 原 記 入 要 領
1	事故名	火災、爆発、漏えい、破損等の種類及び事故の発生状況が明らかとなるように簡
		潔な表現方法を用いて記入すること。
		〔例〕・地下タンクからボイラーへの埋設配管における重油の漏えい
		・ガソリンをポリ容器に移し替え中に発生した火災
		・タンク受入れ配管をピグでクリーニング中、ピグ出口で爆発
		・屋外タンクに接続したボイラー(一般取扱所非該当)のサービスタンクの
		フロートスイッチ故障による重油の流出
		・誤注油されたガソリン入り灯油の販売
2	事故種別	該当種別の番号を◎で囲むこと。事故種別は次のとおり。
	1 19412274	1 爆 発:火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号。以下「火
		災報告取扱要領」という。) 第1、7(2)の爆発現象及び物理的変化
		による爆発現象をいう。
		2 火 災: 火災報告取扱要領第1、2に規定する火災(1の爆発に該当するもの
		を除く。)をいう。
		3 漏えい:危険物の漏えい(漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等)をいう。
		なお、法に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、
		指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいをいう。
		4破損:製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準で規制されている部
		分における破損(亀裂、損傷、破壊等)をいう。なお、特定事業所
		においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒
		物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う
		施設の構造及び設備の規準で規制する部分並びに法に定める特定防
		災施設等における破損(亀裂、損傷又は破壊等)をいう。
		の内容を簡記すること。
		なお、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を©で、引き続
		はお、塚光及び八次の水力が完全した場合は、光端となりたが感を◎で、竹されき発生した形態を○で囲むこと。それ以外の場合は該当番号のみを◎で囲むこと。
		「例」・爆発後に延焼した場合: 1 を 0 で囲み、 2 を 0 で囲む。
		・配管にピンホールが生じ漏えいの場合:3を◎で囲む。
		・屋内貯蔵所の壁に亀裂の場合:4を◎で囲む。
3		事故が発生した日時を記入し、「推定」・「確定」の別を○で囲むこと。不明の
3	光生.	場合は、記入の必要はない。なお、時刻については、24時間表示にすること(以下
1	 発見	同じ。)。 事故を発見した日時とすること。
5	党知	事故を発見した口時とすること。 消防機関が事故を覚知した日時とすること。
6	^{見双} 鎮圧・応急措置完了	
	娱压 心心11 但元]	事政権がに応じて、次のとおり現場の取同指揮有が認定した時刻とすること。 (1) 火 災:火勢が防ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなった。
7	幼ル・加押ウマ	(2) その他の事故:応急措置が完了した。
7	鎮火・処理完了	事故と種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。
		(1) 火 災:再燃のおそれがなくなった。
		(2) その他の事故:処理が完了した。

8	覚知別		消防機関が事故を覚知した方法の該当する番号を○で囲むこと。
	· · · · · · · ·		なお、「その他」の場合は、()内にその内容を記入すること。
9	気象状汚	2	天気・風向については、火災報告取扱要領第2、3(55)及び(56)の天気区分及び風
			向区分により記載すること。
			[注:区分コード番号や風向コード番号で記載しないこと。]
			 風速・気温・相対湿度については、火災報告取扱要領第2、3(57)~(60)によるこ
			٤.
10	発 生	(1)名称等	「○○㈱○○工場」のように事業所名称の全てを記入すること。
	事業所		なお、特定事業所の場合には、事業所名称の後に「石油コンビナート等実態調査
	7,17,2,1		記入要領」に定める特定事業所の団体コードを併記すること。
			〔例〕□□㈱□□工場123456
			また、事故の発生した事業所が、合同事業所(「石油コンビナート等災害防止法の
			運用について (昭和52年7月22日付け消防地第124号 52立局第466号 国土交通
			省都防発第62号)第1、2により、一の事業所とされている事業所をいう。)を構成
			する事業所である場合(合同事業所の主たる事業所である場合を除く。)にあって
			は、事故の発生した事業所の名称の後に主たる事業所の名称を()書きで記入す
			ること。
			[例] △㈱△△工場(□□㈱□□工場123456)
		(2)種 別	
			 発生事業所が、石油コンビナート等特別防災区域 (以下「特別防災区域」という。)
			内であるかどうかについて該当する項目番号を○で囲み、さらに当該区域内である
			場合は()内の該当項目を○で囲むこと。
			なお、事故の発生した事業所が、合同事業所を構成する事業所である場合にあっ
			ては、合同事業所としての種別を記入すること。
			①レイアウト: 石災法第2章に規定するレイアウト対象の事業所
			②第1種:石災法第2条第4号に規定する事業所(①を除く。)
			③第2種:石災法第2条第5号に規定する事業所
			④その他:①~③以外の事業所
		(3)業態	
			火災報告取扱要領別表第2「業態別分類表」により分類し、業務例示を参考にし
			て記入し、()内に細分類コードを記入すること。
		(4)事業の	
		概要	事業所の名称によって事業の概要を知ることの出来ない場合に記入するものと
			し、事業の概要が明らかとなるよう簡潔に記入すること。
			[例]・エチレン、プロピレン、塩素等を原料とし、酸化エチレン、酸化プロピレン
			及びその誘導体を製造
			・油圧鋳造機ほかの機械設備によりアルミ製自動車部品を製造
11	発生場	(1)所在地	事故の発生した場所の地番まで記入すること。
	所	(2)区 分	事故の発生場所が事業所の内部又は外部であるかについて該当番号を○で囲むこ
			と。
			「1.事業所内」の()内は、石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事
			業所(事故の発生した事業所が合同事業所を構成する事業所である場合であって、
			当該合同事業所がレイアウト対象の事業所である場合を含む。)であるとき、該当
			する施設地区の項目を○で囲むこと。略号は以下のとおり。
			製:製造施設地区
			用:用役施設地区 事:事務管理施設地区 他:その他施設地区
			「2.事業所外」の場合、当該場所が海上、陸上又はその他(河川、湖沼)のうち
			該当する項目を○で囲むこと。
		(3)特別防	 10「発生事業所」欄セ種別が特別防災区域内である場合は、その区域名を記入す
		災区域	ること。
		名	

19	施設装	(1)名称	別表第1「施設装置名称コード表」により、事故が発生した施設又は装置の名称
12	置	(1)/11/1/	及びそのコード番号を記入すること。この場合、「その他」となるときは内容を簡
	je.		記すること。なお、装置等のとらえ方が困難な場合は、記入を要しない。
		(2)能力	装置等の処理能力(k1/日、t/時)、消費量(1/時)、容量(1)等を記入すること。
		(2) 86/3	(例) ・常圧蒸留装置15、000kl/日 ・ボイラー施設350t/時
			(内) 加上杰出汉巨10、000M/ H
13	機器等	(1)名称	 事故に係る機器等について、別表第2「機器等名称コード表」により記入するこ
	D 2 HH 13	(1) [1]	と。この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。
		(2)規模	容量、寸法、能力等を記入すること。
		(=///01/)	「例」・直径○○mm、高さ○○mm、容量○○1
		(3)温度·	発災時に当該機器等又は取り扱っていた物質の温度及び圧力とすること。
		圧力	
14	発生箇	(1)名称	別表第3「発生箇所部位部品名称コード表」により記入すること。
	所	(2)材質	発生箇所部位部品の主たる材料を次表に基づき記入すること。
			ステンレス、アルミニウム、特殊合金、ガラス、鋼鉄、鋳鉄、銅、
			パーライト、合成樹脂、FRP、コンクリート、石綿、木材、ゴム、
			紙、その他 ()
			なお、鋼板、鋼管、管継手、バルブ等については、JIS規格番号及び材料記号等を
			記入することでもよい。
			[例]・鋼板 JIS G 3101 SS400
			・鋳鉄フランジ型仕切弁 JIS B 2071 呼び圧力10K SCPH2
15	発生時		事故が発生した時の施設装置の運転状況及び作業員等の作業状況を、別表第4「運
			転・作業状況コード表」により記入すること。
-			この場合、「その他」となるときは内容を簡記すること。
16	発生施	(1)施設区	
	設規制	分	「1. 危険物」:消防法の許可又は承認に係る危険物施設
	区分等		「2. 高圧ガス」: 高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガスの施設
		(a) 114 15	「3. 高危混在」:消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る施設
			① 製造所又は貯蔵所若しくは取扱所の区分を記入すること。
		取扱・	ただし、次の区分の場合、右欄の各項目に該当するときはその項目を「 」書き の供記するとと
		運搬の別	で併記すること。
) Dij	区分特例基準又は設置形式等
			屋内貯蔵所 平屋建,平屋建以外,建築物内,特定,高層式
			屋外タンク貯蔵所 特定、岩盤タンク、地中タンク、海上タンク
			地下タンク貯蔵所 タンク室, 直埋設, 漏れ防止,
			二重殻タンク (SS, SF, FF)
			移動タンク貯蔵所 単一車、被けん引式、積載式、国際コンテナ
			給油タンク車
			給油取扱所 屋外,屋内,航空機,船舶,鉄道,自家用, 工作以近天, 九九, ,
			天然ガス、メタノール
			移送取扱所 特定
			一般取扱所 吹付塗装等,焼入等,消費,充てん,一詰替え,
			油圧装置等
			販売取扱所 一種,二種
			〔記載例〕・製造所
L			・地下タンク貯蔵所「タンク室」「二重殻タンク(SS)」
	-		

	・給油取扱所「屋外」「自家用」「メタノール」
	[事故のあった施設のとらえ方の例]
	・給油取扱所内で移動タンク貯蔵所から出火し、給油取扱所の施設が焼損
	・屋外タンク貯蔵所に接続したボイラー(一般取扱所非該当)のサービスタンクか
	らの重油の漏えい」屋外タンク貯蔵所の事故
	・移動タンク貯蔵所から灯油ホームタンクに注油中に、灯油ホームタンクの注入口
	から灯油の漏えい移動タンク貯蔵所の事故
	・灯油用固定注油設備から移動タンク貯蔵所に注油中、満杯となり移動タンク貯蔵
	所のマンホールから漏えい給油取扱所の事故
	・灯油タンクに誤ってガソリンを注油し、そのガソリン入り灯油を販売
	・許可施設と許可施設とを結ぶ配管の途中で重油が漏えい
	 ② 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いは、それぞれ「仮貯蔵」、「仮取扱い」とすること。
	③ 危険物の運搬は「運搬」、無許可施設は「無許可」とすること。
	◎ 温灰物の産脈は「産脈」、無自り温軟は「無自り」とすること。
(3)類・	 当該危険物施設の許可に係る危険物の類、品名、政令別第3に規定する性質(以下、
品名•	「性質」という。)、名称、数量及び指定数量の倍数を記入すること。
名称・	「例」給油取扱所で、ガソリン、灯油、軽油及び廃油(第3石油類)を扱う場合
数量・	
	第4類 第1石油類(非水溶性) ガソリン 100001 50倍
倍数	# 第2石油類(#) 灯油 100001 10倍 計75倍
	" " (") 軽油 100001 10倍
	# 第3石油類(#) 廃油 100001 5倍
	[例]屋内貯蔵所で第1類第1種酸化性固体(塩素酸カリウム・塩素酸ナトリウム)
	及び第6類酢酸を貯蔵し、塩素酸カリウムの取扱い量が最も多い場合
	第1類 塩素酸塩類(第1種酸化性固体)塩素酸カリウム等
(A) =11 PP 0	
(4)設置の	
完成及	② 仮貯蔵又は仮取扱い:承認に係る取扱い等の開始日。
び直近	③ 運搬又は無許可施設:記入の必要はない。
の完成	
17 物質の区分等	事故の発端となった物質について、該当する全ての区分の番号を○で囲むこと。
F	また、当該物質の物理的な状態の該当する項目を○で囲むこと。
分類	物質の名称(商品名は除く。)を記入すること。この場合、危険物であるときは、
	類、品名及び性質並びに化合物名又は物質名を記入すること。
	〔例〕・第1類塩素酸塩類(第1種酸化性固体) 名称:塩素酸ナトリウム
	・第4類第1石油類(非水溶性液体) 名称:ガソリン
	・第 類 名称:水素
18 取扱者の概要	人的原因に基づく事故の場合に、事故原因となった危険物を実際に取扱った者の
	年齢及び当該取扱い行為の経験年数を記入すること。
	[例] 45才、12年
19 危険物保安統括管	該当する項目番号を○で囲むこと。ただし、仮貯蔵・仮取扱い、運搬及び無許可施
理者	設は記入の必要はない。
20 危険物保安監督者	HA1のHU/ N*/ A1 久1の'の V 0
20 危険物保女監督 21 危険物取扱者の取	
扱・立会い	
7次, 77 之 / ,	

22		丁卯回(フローチャー1)で書きますこしのできて記供笠につ	ンプル 丁和岡五				
	設備・機器等の概要事故の概要	び機器構造図(概略図)に発災部分を明示すること。 工程図で書き表せない設備等についてはブロックダイヤグラムが 用いて概要及び発災部分を明示すること。なお、欄内に収まらない すること。 事故の全体の状況が把握できるように、 (1)正常な状態から異常現象又は発災に至る経過(作業内容、気象 (2)事故の模様、被災状況 (3)その際とった緊急措置 (4)事故に先立ち機能すべき安全装置等(安全弁、緊急遮断弁警報 耐震安全装置等)の状況 (5)消防機関の覚知の経緯(付近住民、河川管理者等) (6)死傷者が発生した状況	及び許可図面等を 、場合は別添えと を状況等) 般装置、返油管、				
0.4	取ら州里の仏河	などについて簡記すること。なお、行為者等の個人名は記入しな					
24	緊急措置の状況	発災時に実施した緊急措置の有無のいずれかを○で囲むこと。 た場合は、その内容を下記の「緊急措置コード表」に従い記入する 置内容を簡記すること。					
		緊急措置コード表					
		緊急措置の内容	コード番号				
		措置の緊急停止	1				
		(原料遮断,ポンプ停止,反応停止剤投入等) 周辺火気の消火 2					
		電力の					
		防消火設備作動					
		防油堤排水弁閉止,防油堤遮断装置作動等	5				
		緊急排出,緊急移送	6				
		その他	9				
25	原因 (1) 主原因	[例] (コード番号)1緊急遮断装置の作動 (コード番号)2ストーブ等の消火 (コード番号)4消火器による消火 主要因は、事故発生の直接的な原因をいい、下記の「主原因の 入すること。	区分表」に従い記				
		【主原因の区分表】					
		事故 主原因の区分					
			,				
		八					
		漏えい 劣化,設計不良,故障,施工不良,破損,放火等,交道 災害,悪戯,不明,調査中					
		(注1)管理不十分とは、当該施設において本来なさなければならな であったものをいう	い保全が不十分				
		(注2)不作為とは、本来行うべき操作を行わなかったものをいう。					

(2)着火原因 着火原因及びそのコードを火気の「着火原因コード表」に従い記入すること。 【着火原因コード表】 着火原因 裸 火 高温表面熱 溶接・溶断等火花 静電気火花 コード番号 11 12 13 14 着 火 原 因 電気火花 衝擊火花 自然発熱 摩擦熱 化学反応熱 コード番号 15 16 17 18 19 着 火 原 因 過熱着火 放射熱 その他 調整中 不明 コーード番号 20 21 30 88 90 主原因及び着火原因に至るまでの間接的な要因や作業環境の状況などを含め、必 (3)発生原因 の状況 要な説明を加え記入すること。 火災及び漏えい事故の場合、次の区分に従い、被害の拡大状況の該当する項目番 26 被害の状況 号を○で囲むこと。 危険物施設から出火し, 出火した設備機器内でとどまっ 1. 設備機器内 たもの

危険物施設から出火又は漏えいし、出火又は漏えいした 2. 施設装置建屋内 施設建屋内など当該危険物施設でとどまったもの 他の施設にまで延焼又は漏えい拡大したが事業所内でと 3. 隣接施設へ拡大 どまったもの 4. 事業所外へ 事業所外にまで延焼又は漏えい拡大したもの 他の施設からの類焼による当該危険物施設が火災となっ 5. 他の施設から たもの 6.漏えいに起因し 危険物の漏えいに起因し施設外から火災となったもの 施設外から

次の区分に従い、被害内容等を記入すること。

27 人的被害

・第三者:上記の当事者及び防災活動従事者を除くもの なお、当該事故により負傷した後48時間以内に死亡した者は死者とする。また、 48時間を越え30日以内に死亡した者は重傷者扱いとし、重傷者数欄の()内に内 死傷原因 数を記入すること。

火災・煙、中毒、酸欠、墜落・転倒等、爆風圧等の衝撃、その他に分類して記入 すること。

・ 当事者: 発災事業所 (協力事業所及び下請け等を含む。) の従業員

・防災活動従事者:防災活動に従事した者(当事者を除く。)

28 物的被 (1)被災影			被害を受けた範囲及び拡大の状況の概要を記入すること。						
害響範囲			〔例〕・火災により○○装置を焼損						
及び拡			・爆発により飛散物が半径200mの範囲内に飛散し、住宅15棟のガラスが 破損						
大の状			・流出油が事業所側溝から河川に流れ込み、海上まで3kmにわたり拡散し、						
況			のり養殖に被害	のり養殖に被害					
			 当該事故により被害を受けた施設(棟)、設備、機器等の名称及	なび数量並びに	_焼損、				
		(2)施設等	破損等の程度を記入すること。	(0 <u>%</u> (<u>=</u> <u>=</u> 0 (-/9012				
		の被害	「例」・○○工場200㎡全焼、隣接事業所 2 棟(12㎡、125㎡)部	分性及び活性					
		状況	設備全焼		DC 20076				
		1/1/1	・地上式固定給油設備1基を破損						
			・ 地工八回だ桁 (
			 当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並び!	に 焼牛 海川	生の出				
		(3)物質の	況を記入すること。		寸 (7)(1)				
		被害状	なお、危険物の場合は、17欄と同様に記入すること。						
		況	〔例〕・第4類第1石油類(非水溶性)ガソリン1,000リットル流出 						
			 該当する項目番号を○で囲むこと。1万円以上の場合は、1〕	5円土港の粉	な皿検				
		(4) 担守姫		刀口不個の数	を四倍				
		(4)損害額	五入した額を()に記入すること。	エチレゲリー しゅ:	亚儿上				
			なお、損害額は事故によって受けた直接的な損害とし、消火						
			水損、破損、汚損等の損害は含めるが、消火等のために要した	於質、 整埋實、	、り炎				
	のための休業による損失等の間接的な損害の額は除く。								
29		引、自衛防災	各組織ごとに出動した車両、船艇及び人員の数を記入すること	- 0					
		1織等の出動							
	状況								
30		上防災活動	防災活動を実施した場合は、その内容を次の「防災活動内容コ	ード表」に従	いコー				
	の状況		ド番号を記入するとともに、公設消防機関については、火災警	戒活動又は漏	えい油				
			の回収等を含む消防活動について、自衛消防組織等については、	、初期消火又	は緊急				
			措置(オイルフェンスの展張等)を含めた防災活動について簡素	潔に記入する	こと。				
			また、固定式消火設備の作動状況についても記入すること。						
			【防災活動内容コード表】						
			防災活動の概要	コード番号					
			消火	01					
			冷却	02					
			土のう積み等拡散防止措置	03					
			漏えい防止措置(テーピング, プラグ内, フランジ増し締め等)	04					
			回収,除去,拡散	05					
			オイルフェンスの展張	06					
			油回収(海上)	07					
			付近住民への広報活動	08					
				09					
			その他	99					

31	防災活動の問題点	自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項が
31	例 火伯 勁 火	
		ある場合、次の事項別によりその概要を記入すること。
		①消防機関への通報 ②関係機関への情報提供
		③指揮本部等の設置運営 ④消火等の活動
		⑤二次災害に対する処置 ⑥教育・訓練 ⑦その他
32	行政措置	発災施設及び関連施設等について消防法に基づく許可の取消し等の命令を
		行った場合は、施設ごとに項目欄に記入すること。
		なお、「その他」欄は、命令以外の措置をとったとき、その内容(警告、
		指示等)を()内に記入すること。
33	定期点検等	直近の定期点検等の実施日を記入すること。
		なお、気密試験等とは、地下タンク、地下埋設配管の漏えいの有無に関す
		る定期点検及び移動貯蔵タンクの水圧試験にかかる定期点検をいう。
34	当該施設に係る法令違	日常的な管理状況等も含め、当該施設における法令違反の有無について、
	反の有無	該当項目を○で囲むこと。
		なお、法令違反のあった場合は、その概要と根拠条項を記入すること。
		〔例〕・危険物の漏えい(消防法10条3項、危令24条1項8号)
		・危険物の漏えい(消防法12条1項、危令9条1項13号)
		・注入口の移設(消防法11条1項)
		・静電気除去装置故障(消防法12条1項、危令9条1項18号)
		・定期点検未実施(消防法14条の3の2)
35	今後の対策	事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた教訓をもとに当該施
		設で実施された対策について簡記すること。
36	所 見	消防機関が事故から得た教訓、問題点(防災活動上の問題点を除く。)等
		について記入すること。

別表第1 施設装置名称コード表

別衣弗		コード			コード
	施設・装置名称	番号		施設・装置名称	番号
但	気圧湿式ガスホルダ	1 1 0 1		常圧蒸留装置	2 1 0 1
但	5圧乾式ガスホルダ	1 1 0 2		減圧蒸留装置	2 1 0 2
店	ほ圧ガスホルダ(球形、円形)	1 1 0 3		精製装置	2 1 0 3
			_	分解装置	2 1 0 4
固	司定屋根式(地上)タンク	1 2 0 1	石	溶剤抽出装置	2 1 0 5
滔	学屋根式(地上)タンク	1 2 0 2		重油直接脱硫装置	2 1 0 6
	国定屋根付浮屋根(地上)タンク	1 2 0 3	油	重油間接脱硫装置	2 1 0 7
	引筒横置型(地上)タンク	1 2 0 4		水添脱硫装置	2 1 0 8
	也中タンク	1 2 0 5	精	改質装置	2109
	音盤タンク	1 2 0 6	作用	硫黄回収装置	2 1 1 0
	手上タンク	1 2 0 7		ガス回収装置	2 1 1 2
	を 国内タンク	1 2 0 8	製	水素製造装置	2 1 1 3
	也下タンク	1 2 0 9		潤滑油製造装置	2 1 1 4
	着易タンク	1 2 1 0	工		2 1 1 5
	この他のタンク	1 2 9 9		脱ろう装置	2 1 1 6
	- V / I I V / V /	1 2 3 3		アルキル化装置	2 1 1 7
占	アンク専用室	1 3 0 1	業	アスファルト製造装置	2 1 1 8
	ウグ 寺川主 庁蔵倉庫	1 3 0 1		脱塩装置	2 1 1 9
	多動貯蔵タンク	1 3 0 2			2113
共	У 到 J N J N J N J N J N J N J N J N J N J	1303		その他	2999
淮	F上入出荷施設	1 4 0 1		コークス炉	3 1 0 1
	ューリー充填施設	1 4 0 2		ガス発生炉	3 1 0 2
	ジラム充填施設	1 4 0 3	ガ	ナフサ改質装置	3 1 0 3
	貨車充填施設	1 4 0 4	ス	水素化分解炉	3 1 0 4
-	ボンベ充填施設	1 4 0 5	工	ガス改質装置	3 1 0 5
'	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1 0 0	業	ガス精製装置	3 1 0 6
1/4	净施設	1 5 0 1	ガ	タール蒸留装置	3 1 0 7
	E気、不活性ガス施設	1 5 0 2	ス	ベンゾール精製装置	3 1 0 8
	国家発電施設	1 5 0 3	事業	熱調調整装置	3 1 0 9
	是変電施設	1503	美	気化装置	3 1 1 0
	ドイラー施設	1505		ガス圧縮機	3 1 1 1
	が から	1505		スヘ圧相機 その他	3 9 9 9
	可用地設 引御計測室	1500			
		1507	帯	発電装置	4 1 0 1
_		1508	電	変圧装置	4 1 0 2
四日	己電施設	1509	力事	開閉装置	4 1 0 3
戍	Ĕガス燃焼装置	1601	業	その他	4000
	E液、排水処理施設	1602		その他	4999
		1603		(エチレン系製品)	
	是塵装置	1603		エチレン製造装置	5 1 0 1
	E E 表 E E E E E E E E E E E E E E E E E	1604		ポリエチレン製造装置	5 1 0 2
-	t如表直 允湿装置	1605	有	エチレンオキサイド・エチレング	5 1 0 3
	T個表目 フレアスタック	1608 1607		リコール製造装置	
		1007	機	エタノール製造装置	5 1 0 4
#	事務所等	1701	化	アセトアルデヒド製造装置	5 1 0 5
	事務所等 式験研究施設	1701		酢酸、酢酸エチル・酢酸ブチル	5 1 0 6
			学	製造装置	
	かれて、試験装置	1703	_	塩化ビニル製造装置	5 1 0 7
	国動車等の点検、整備作業場 は液化業場	1704	工	スチレンモノマー製造装置	5 1 0 8
	E 表 E は な	1705	業	ポリスチレン製造装置	5 1 0 9
	反壳店舗等 3.4.6.	1706		αーオレフィン製造装置	5 1 1 0
曹田	己合室	1 7 0 7			
2	この他	1999		その他のエチレン系製品製造装置	5 1 9 9
	- YZ [변	1000	l		

	than Nam 6 of	コード		Man Nam 6 41.	コード
	施設・装置名称	番号		施設・装置名称	番号
	(プロピレン系製品)			(その他)	
	プロピレン製造装置	5 2 0 2		アンモニア製造装置	5 9 0 1
	ポリプロピレン製造装置	5 2 0 3		メタノール製造装置	5 9 0 2
	オクタノール製造装置	5 2 0 4	有	ブタノール製造装置	5 9 0 3
	アトセン製造装置	5 2 0 5	166		
	プロピレンオキサイド製造装置	5 2 0 6	機	n-パラフィン・アルキルベンゼン	5 9 0 5
	プロピレングリコール製造装置	5 2 0 7	化	製造装置	
	ポリプロピレングリコール製造装置	5 2 0 8	, –	高級アルコール製造装置	5906
	メチルエチルケトン製造装置	5 2 0 9	学	エンジニアリングプラスチック	5 9 1 0
	アクリル酸エステル製造装置	5 2 1 0	工	製造装置	
有				アジピン酸製造装置	5 9 1 1
	その他のプロピレン系製品	5 2 9 9	業	,, .	
	7,7,7			その他の合成樹脂製造装置	5959
	(合成ゴム)				
4616	ブタジエン製造装置	5 3 0 1		その他	5999
機	スチレン・ブタジエン・ラバー	5 3 0 2		(鉄鋼)	
	(SBR)製造装置		鉄	高炉、電気炉等金属溶融装置	6 1 0 2
	ポリブタジエン・ラバー(BR)	5 3 0 3	錮	熱間圧延装置	6103
	製造装置		-	冷間圧延装置	6103
化		5 3 0 4		洗净装置	6105
10	製造装置	0001	非	メッキ装置	6106
	エチレン・プロピレン・ジエン・	5 3 0 5	鉄	鋳造装置	6107
	メチレン(EPDM)製造装置		金	鍛造装置	6108
	ニトリル・ブタジエン・ラバー	5 3 0 6	属	管製造装置	6109
学	(NBR) 製造装置			電線、ケープル製造装置	6110
,	ポリイソプレン・ラバー(IR)	5 3 0 7	工	电豚、グーブル 教坦教旦	0110
	製造装置	3301	業	その他	6199
	衣垣衣恒 イソプレン・イソブチレン・ラ	5 3 0 8		その1世	
	バー(IIR)製造装置	3308			9999
工	/ (III.)		そ		
	スの他の人はゴル	5 3 9 9			
	その他の合成ゴム	5399			
	(苯丢妆文儿入物)				
	(芳香族系化合物)	F 4 0 1			
業	ベンゼン・トルエン・キシレン	5 4 0 1			
	製造装置	F 4 0 0	_		
	フェノール製造装置	5 4 0 2	の		
	トリレンジイソシアネート	5 4 0 3			
	(TDI)製造装置				
	ジフェニルメタンジイソシア	5 4 0 4			
	ネート(MDI)製造装置				
	無水マレイン酸製造装置	5 4 0 5			
	無水フタル酸製造装置	5 4 0 6	他		
	その他の芳香族系化合物製造装置	5 4 9 9			

別表第2 機器等名称コード表

	第 2 機			2.5			1	2.5
	機器等名称		一 番号			機器等名称		ード :号
塔	蒸留、精留塔(スタビライザー、ストリパー) [蒸留、精留、分溜、蒸発、濃縮] 反応塔、槽 [分解、重合、改質] 抽出塔、槽 [抽出、吸着、分離、晶析] 吸収塔、槽 [吸収]	1	0 0 0	2	移送	ホッパー 運搬車 バケットエレベーター ローディングアーム ビグ装置 移送配管 コンベア、フイーダー その他の移送機器	6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6 (6	0 1 0 2 0 3 0 4 0 5 0 6 0 7
槽類	洗浄塔、槽(ウオッシングタワー・スクラバー) [洗浄、脱臭] 混合、溶解槽 [混合、溶解、計量、ろ過、静置、中和] 貯槽(タンク) [貯蔵] []はプロセス別を示す	1	0 0	6	電源・計測	配電盤、分電盤 変圧器 計測装置 発電機 操作盤 その他の電源、計測機器	7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7	0 1 0 2 0 3 0 4 0 5
容器	その他の塔槽類 ドラム等容器 ボンベ バケット	2 2	9 0 0 0	1 2	そ	充填機 詰替機 印刷機 塗装機 切断機 冷凍機	9 (9 (9 (9 (0 1 0 2 0 3 0 4 0 5 0 6
執坐父換器	熱交換器		0		の	クーリングタワー フイルター 蒸発機、サイクロン 乾燥機 固定給油(注油)設備	9 (0 7 0 8 0 9 1 0 1 1
炉	加熱炉 燃焼、焼却炉 焼入れ、焼戻し炉 ボイラー 溶融炉(高炉) 金属、ガラス溶融炉 乾燥炉 分解炉 その他の炉	4 4 4 4 4 4	0 0 0 0 0 0	2 3 4 5 6 7 8	他	る過機濃縮機加熱ヒーター脱臭設備換気設備排気設備プライヤー設備その他	9 1 9 1 9 1 9 1 9 1	1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8
ポンプ・圧縮機器等・回転(往復)機器	ポンプ 圧縮機 ブロアー タービン 遠心分離機 遠心ろ過機 集塵機 撹搾、混合機(ニーダー) 粉砕機(ミル、ベルベライザー、アトマ イザー)	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1	1 2 3 4 5 6 7 8 9				

別表第3 発生箇所部位部品名称コード表

おから また	番号
機器 タンク屋根板	及出管 3 0 1 3 0 2 3 0 3 3 0 4 3 0 5 3 0 6 3 0 7 3 0 8 3 0 9 3 1 0 3 1 1 3 1 2 3 1 3 1 1 3 1 2 3 1 3 1 4 3 1 5 3 9 9 4 0 1 4 0 2 4 0 3 4 0 4 4 0 5 4 9 9 9 0 1 9 0 2 9 0 3 9 0 4 9 0 5 9 0 6 9 0 7 9 0 8 9 0 9 9 1 0 9 9 9

別表第4 運転・作業状態コード表

運転状況	コード 番号	作業状況	コード 番号
定常運転中	01	運転操作中	01
スタートアップ中	02	定期修理中	02
シャットダウン中	03	不定期修理中	03
緊急操作中	04		
停止中	05	サンプリング中	04
休止中	06	点検中	05
貯蔵・保管中	07	計測作業中	06
給油中	08	建設工事中	07
受入中	09	改造工事中	08
払出中	10	111.7	00
運搬中	11	解体工事中	09
荷積中	12	監視中	10
荷降中	13	洗浄中	11
試運転中	14	充填中	12
新規建設中	15	小分け・詰替中	13
改造中	16	抜取中	14
廃止解体中	17	1)X4X1.	14
移送中	18		
その他	99	その他	99

別表第5 緊急措置コード表

緊急 措置の内容	コード番号
装置の緊急停止	1
(原料遮断、ポンプ停止、反応停止剤投入等)	
周辺火気の消火	2
窒素置換	3
防消火設備作動	4
防油堤排水弁閉止、防止堤遮断装置作動等	5
緊急排出、緊急移送	6
その他	9

別表第6 防災活動内容コード表

防災活動の内容	コード番号
消火	01
冷却	02
土のう積み等拡散防止措置	03
漏えい防止措置(テーピング、プラグ打ち、フラン	04
ジ増し締め等)	
回収、除去、拡散	05
オイルフェンス展張	06
油回収(海上)	07
付近住民への広報活動	08
救護活動待機	09
その他	99

災害応急措置の概要報告書

年 月 日

茨城県石油コンビナート等 防 災 本 部 長 殿

> 機 関 名 職 氏 名

石油コンビナート等災害防止法第26条の規定に基づき実施した災害応急措置の概要について次のとおり報告する。

- 1 事故の名称
- 2 発生場所
- 3 発生日時
- 4 事故の概要
- 5 応急措置の実施状況
- 6 対策(指示事項等)
- 7 その他特記すべき事項

(記載要領)

様式3の記載要領を参考にして記入すること。

災害応急措置の概要報告書

(事故報告書)

 号

 年
 月

 日

茨城県石油コンビナート等 防 災 本 部 長 殿

> 機 関 名 職 氏 名

石油コンビナート等災害防止法第26条の規定に基づき実施した災害応急措置の概要について次のとおり報告する。

- 1 事業所名及び所在地
- 2 発 生 場 所
- 3 発生日時
- 4 発 見 日 時
- 5 発生時の運転・作業状況
- 6 事 故 の 経 緯
- 7 人的被害及び物的被害
- 8 原 因
- 9 今後の対策
- 10 その他参考資料

(記載要領)

- 1 事業所及び所在地 事故に係る特定事業所の名称及び所在地を記載する。
- 2 発生場所 事故に係る施設、装置等の名称を記載する。
- 3 発生日時 事故が発生した日時(推定を含む。)を記載する。
- 4 発見日時 事故を発見した日時を記載する。
- 5 発生時の運転・作業状況 事故に係る施設、設備の概要並びに事故発生時の状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、休止中等の運転状況及び荷揚(積)作業中、サンプリング中、給油中、焼入作業中、溶接・溶断中等の作業状況により分類し記載する。
 - (例) 「平成○○年○○月に設備した直径○○m、容量○○klのコーンルーフタンクに○○を○○kl貯蔵・ 保管中、サンプリングのためゲージハッチを開放した際、火災となった。」
- 6 事故の経緯事故の全体の状況が把握できるように、発災に至る状況、応急措置・防災活動の状況、被災 状況等を記載する。
 - (例) 「巡回パトロール中の○○課員2名が○○移送配管バルブ部分から○○が噴出しているのを発見、直ちにコントロールセンターに通報するとともに、上流側のバルブの閉鎖作業を行っていたところ、霧状の○○に着火し火災となった。2名は現場から退避し、構内電話で火災発生を通報した。出動した自衛防災組織は①上流側バルプの閉鎖、②化学消防車モニターノズルからの泡放射を行い、火災を鎮圧し、公設消防隊到着時には鎮火状態であった。焼失した○○は約○○痕で他にバルブ、配管○○mが焼損した。」
- 7 人的被害及び物的被害当該事故による死傷者について当事者(発災事業所の従業員をいい、協力事業所、 下請等の従業員を含む。)、防災活動従事者(当事者を除く。)及び第三者別の人数、死傷原因、職業又は職 名、被災場所、被災時の状況並びに物的被害を記載する。
- 8 原因事故の主原因を設計不良、製作不良、施工不良、保全不良等の物的要因、点検不十分、誤操作等の 人的要因、地震、落雷等の自然要因により分類して記載するほか、火災、爆発については着火原因を裸火、 静電気火花、摩擦熱等に分類して記載する。
- 9 今後の対策事故から得られた教訓をもとに、検討又は計画した対策について記載する。
 - (例) 「バルブ操作ミスにより漏洩したため、作業マニュアルを徹底するとともに、バルブに対する表示内容・表示方法について見直し、必要に応じ改善する。」
 - (例) 「大量の泡放射により、側溝等の凹部が確認できず、転倒・負傷する者が出る等防災活動に支障を生じたため、構内を可能な限り平滑にするとともに、必要な箇所にポールを準備することにした。」
- 10 その他参考資料許認可関係(高圧ガス、危険物、労安関係の許可年月日及び完成検査年月日、新設等確認年月日、保安検査及び定期自主検査年月日)、工場配置図、フローシート、事故現場詳細図、写真等を添付すること。

なお、本報告後、変更あるいは確認した事項があった場合には、必ず訂正、追加の報告をすること。

第5 防災関係機関等の連絡窓口

防災関係機関等の通報連絡先は次のとおり。

(令和6年3月1日現在)

		連絡電話番号(圏は内線番号)
機関等	連絡担当部局課	昼間を間及び休日
総務省消防庁		03-5253-7528 03-5253-7777 宿直
経 済 産 業 省	産業保安グループ高圧ガス保安室	03-3501-1706 080-5471-7180 室長補佐
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	048-600-6000 048-600-6000 例5541 例2070 管区直通
関東経済産業局	総務企画部総務課危機管理・災害対策室	048-600-0211 080-1321-0252 危機管理・災害対策室長
関東東北産業保安監督部	保 安 課	048-600-0294 090-2665-3109
関東地方整備局	港湾空港防災・危機管理課	045-211-7427 090-5800-5166
関 東 地 方 整 備 局 鹿島港湾・空港整備事務所	第一建設管理官室	0299-84-5441 090-2141-0165 防災担当課長携帯
鹿島海上保安署	警 備 救 難 係	0299-92-4999 0299-92-2601 0299-92-2601
茨 城 労 働 局	健 康 安 全 課	029-224-6215 029-277-8286
鹿嶋労働基準監督署	第二課	0299-83-8461 029-277-8286
関東地方整備局常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073 ®441 029-240-4073
関東運輸局鹿島海事事務所	_	0299-92-2604 —
東京航空局百里空港事務所	管 理 課	0299-54-0600 090-3231-1152
陸上自衛隊施設学校	警 備 課	029-274-3211 029-274-3211 ②234 ②302 駐屯地当直司令
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 029-301-0110 Ø5751 総合当直
鹿 嶋 警 察 署	警 備 課	0299-82-0110 0299-82-0110 倒460 倒298 宿(日)直
神 栖 警 察 署	警 備 課	0299-90-0110 0299-90-0110 例460 例298 宿(日)直
茨 城 県	防災・危機管理部消防安全	029-301-2896 029-301-2885
"	防災・危機管理部消防安全課防災航空室	029-857-8511 029-301-2885
II .	防 災 ・ 危 機 管 理 部 防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 029-301-2885
11	県民生活環境部環境対策課	029-301-2956 029-301-2956
"	政策企画部地域振興課	029-301-2730 029-301-2730
II .	保健福祉部厚生総務課	029-301-3117 029-301-3117
II .	保健福祉部医療局医療政策課	029-301-3155 029-301-3155
II .	保健福祉部医療局薬務課	029-301-3388 029-301-3388
"	潮来保健所(毒物劇物担当)	0299-66-2116
II .	土 木 部 監 理 課	029-301-4316 029-301-4316
"	土 木 部 港 湾 課	029-301-4521 029-301-4521
II .	土木部都市局下水道課	029-301-4679 029-301-4679
11	潮来土木事務所総務課	0299-62-3724 -

		h-h-		連絡電話番号(例は内線番号)	
機	舆	関 等	連絡担当部局課	昼 間	夜間及び休日
茨	城	県	鹿島港湾事務所港営課	0299-92-2111	_
	11		鹿島下水道事務所	0299-96-2617	_
	<i>II</i>		鹿行県民センター県民福祉課	0291-33-4110	_
	"		企 業 局 総 務 課	029-301-4915	029-301-4915
	"		企 業 局	0299-82-1121	0299-82-1121
	"		企業局鰐川浄水場	0299-83-2551	0299-83-2551
鹿	嶋	市	環境経済部交通防災課	0299-82-2911 ⊕371	0299-82-2911 宿直者
神	栖	市	生活環境部防災安全課	0299-90-1149	0299-90-1111 警備員
鹿島地ス	方事務組合	消防本部	警 防 課	0299-96-0119	0299-96-0119
日 本 東日本	製 製	鉄 ㈱	鹿 島 環 境 防 災 室	0299-84-2911	0299-84-2432
		. 業 ㈱	環 境 保 安 部	0299-96-3413	0299-96-3411 宿日直者
	油㈱鹿島		環境安全グループ	0299-97-3106	0299-97-3106 宿直者
(株 鹿 島) J E 火 力 発	R A 電 所	管 理 ユ ニ ッ ト	0299-75-4811	0299-75-4911 管理ユニット長
鹿島		発電㈱	R C 推 進 グ ル ー プ	0299-96-2097	0299-96-2337 宿日直者
	ケミカ	<u>ルル ㈱</u> 業 所	環境安全部	0299-96-1142	0299-96-2910 宿日直者
	x		環境安全部	0299-96-5034	0299-96-2212 宿日直者
 (株) 鹿	カ ネ 島 エ		信頼の環境安全センター	0299-96-2343	0299-96-2341 宿日直者
	<u>一一</u> NEOSマテ 島 エ	リアル	環境保安課	0299-96-2510	0299-96-2510
	一 上		環境安全部	0299-96-1011	0299-96-1011 宿日直者
扶 桑	化学工	業㈱	安 全 環 境 部	0299-96-3111	0299-96-3111
	化ガス共同		環境保安課	0299-97-3517	保安室 0299-97-3511
	<u>事</u> 這解㈱鹿	業 所 島工場	環境保安部	0299-96-2311	中央計器室 0299-96-2311 空海室
ライオ	ンケミ	カル㈱	安全環境管理課	0299-96-2821	守衛室 0299-96-2823 空海空
(株) ADE	ンケミカノ KA鹿島食	品工場	環境保安課	0299-97-3363	守衛室 0299-97-3360 第日本者
鹿島		ルル(株)	環境安全室	0299-96-2274	宿日直者 0299-96-2270
<u>本</u> 三菱	社 工 斯 化	(学 (株)	環境保安室	0299-96-3121	計器室 0299-96-3121
<u>鹿</u> 花 王	<u>島</u> 工 ㈱ 鹿 島	~*	地区サービスセンター	0299-93-8311	警務室 0299-92-2324
	三業 ㈱ 鹿		(環 境 安 全) 環 境 保 安 室	0299-92-1298	AMS 0299-92-1213
			安全環境グループ 安全・環境担当	0299-93-8116	警備室 0299-93-8111
(株) ジュ	ェイエン	スピー	環境安全グループ	0299-93-4111	宿日直者 0299-93-4111
鹿 (株)	<u>島</u> エカーネ	力	東部地区工場	0299-96-2341	0299-96-2341
	工場(西 ル刻(#) #		(信頼の環境安全センター)		宿日直者 0299-93-8611
口 4 乳	化剤㈱鹿	品上場	鹿島環境安全課	0299-93-8614	守衛室

		連絡電話番号(例は内線番号)	
機関等	連絡担当部局課	昼 間 夜間及び休日	
日本アルコール産業㈱ア ルコール事業本部 鹿島工場	管 理 課	0299-93-4210 0299-93-4210	
東邦化学工業㈱	品質環境管理グループ	0299-91-0800 0299-91-0803	
(株) ニ ツ ス イ ファインケミカル総合工場	鹿島業務課 環境安全チーム	0299-95-5131 0299-95-5131	
竹本油脂㈱鹿島工場	-	0299-93-0116 0299-93-0116 守衛室	
日華化学㈱鹿島工場	製 造 課	0299-90-0780 0299-90-0780	
青木油脂工業㈱鹿島工場	施設部	0299-94-5560 0299-94-5560	
鹿島タンクターミナル㈱	-	0299-77-8611 0299-77-8611	
鹿島特災協事務局	鹿 島 共 同 施 設 ㈱ 保 安 環 境 部	0299-96-5607 0299-96-0491 0299-96-0491	
高松防災協事務局	日本製鉄㈱東日本製鉄所鹿島地区 鹿 島 環 境 防 災 室	0299-84-2911 0299-84-2432	
東部保対協事務局	鹿 島 共 同 施 設 ㈱ 保 安 環 境 部	0299-96-5607 0299-96-0491 0299-96-0491	
西部保対協事務局	D I C ㈱ 鹿 島 工 場	0299-93-8116 0299-93-8111 宿日直者	
港災協事務局	昭和産業㈱鹿島工場サイロユニット	0299-92-1216 0299-92-1212 警備室	
鹿島特災無線協事務局	神栖市防災安全課	0299-90-1149 0299-90-1111 警備員	
広域共同防災組織 協議会事務局	セバック㈱受託サービス部 防 災 警 備 グ ル ー プ	0299-97-3106 0299-97-3106	

第3節 通信対策

防災関係機関等は、災害時において電話が途絶し、又は利用することが著しく困難になった場合及び災害地の現場活動においては、次により通信を確保し、円滑な情報連絡を行うものとする。

なお、防災関係機関等は、災害時に備えて I C T (情報通信技術)等を活用した情報収集・伝達体制の多様化・ 多重化を図るものとする。

第1 NTTの災害時優先通信の利用

- 1 災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供して いるサービスである。
- (1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。(事前対策)

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時 には発信用として使用することが望ましい。

第2 他機関の通信設備の利用

防災関係機関等は、他の機関が設置又は管理する私設有線設備を利用することができるので、必要とするときは利用手続き等についてこれらの機関とあらかじめ協議しておくものとする。

第3 無線局の利用

1 非常無線通信

電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号の非常通信が行なわれる場合は、防災関係機関等は他の機関等が設置又は管理する無線局を利用することができるので、必要とするときはあらかじめこれらの機関等と協議しておくものとする。(資料編 第3-2参照)

2 防災相互通信用無線局

防災関係機関等は、災害時における応急対策活動を共同して円滑に実施できるよう防災相互通信用無線局の利用に努める。

この際、防災関係機関等が同一周波数(158.35MHz)を使用するので、混信を防ぐため、鹿島地方事務組合 消防本部、鹿島海上保安署及び現地防災本部が災害の状況に応じその都度協議して通信を統制する。

第4節 広報対策

防災関係機関等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の安全確保と人心の安定を図るため 必要な広報活動を行うものとする。

第1 実施機関

- 1 防災本部
- 2 鹿島海上保安署
- 3 茨城県警察本部
- 4 鹿嶋市
- 5 神栖市
- 6 鹿島地方事務組合消防本部
- 7 特定事業者
- 8 防災協議会

第2 広報の内容

- 1 災害の状況
- 2 住民のとるべき措置及び心得
- 3 避難の勧告、指示及び避難場所
- 4 災害応急対策の実施状況
- 5 その他必要な事項

第3 広報の方法及び防災関係機関等の措置

防災関係機関等は、広報車、防災行政無線及び県防災へリコプターの利用並びに報道機関の協力を得てテレビ、 ラジオ、新聞等の広報媒体を活用し、迅速かつ適切に広報する。

- 1 防災本部
 - (1) 報道機関へ協力要請

災害の状況及び応急対策等に関する情報を県政記者クラブを通じて報道機関へ提供し、広報について協力を要請する。

(2) 広報の調整

防災関係機関等が実施する広報に関する調整を行う。

2 鹿島海上保安署

災害情報に基づき、電話、無線系及び巡視船艇の拡声器により港内事業所、船舶、一般人に対し災害状況 の伝達、避難勧告、応急対策、その他必要な指導の広報活動を行う。

3 茨城県警察本部

災害の状況及び避難措置、犯罪予防、交通規制その他警察措置に関する事項について広報を行う。

4 鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合消防本部

鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合消防本部は、防災関係機関と相互に連絡を密にし、住民に対して広報車、防災行政無線等により迅速・適切に必要な広報を行うとともに、発災事業所及び関係事業所が実施する広報について必要がある場合は指示を行う。また、必要な場合には、県防災航空隊に応援を要請する。(資料編 第3-4参照)

5 事業所

- (1) 東部地区
 - ア 住民広報は、発災事業所及び応援センター制により行う。
 - イ 発災事業所は、有毒・可燃性ガスの漏洩により、住民の緊急避難を要するときは、防災関係機関に必要かつ、正確な情報を迅速に通報するとともに密接な連携をとり、適切な広報を行う。
 - ウ 発災事業所からの要請で駆けつけた各事業所の応援駆けつけ者は広報の応援を行う。
 - エ 応援センター制による広報は、「広報エリア及び広報ルート」にしたがい行う。(資料編 第3-5 参照)
- (2) 高松地区及び西部地区

発災事業所の広報車等により住民に対して広報を行う。

第5節 避難対策

防災関係機関等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民及び従業員の安全確保を図るため必要な避難措置を講ずるものとする。

第1 実施機関

- 1 鹿島海上保安署
- 2 茨城県警察本部
- 3 鹿嶋市
- 4 神栖市
- 5 鹿島地方事務組合消防本部
- 6 特定事業者

第2 避難の勧告又は指示

1 勧告又は指示の基準

特別防災区域に係る災害発生時の避難のための勧告及び指示の基準は、原則として次の事象において、住民の生命及び身体を保護するために必要と認めた場合とする。

なお、災害の拡大状況、気象状況(風速・風向)を確認し、影響が広範囲に及ぶと予想される場合には、 迅速に影響が予想される地域の住民に対し避難の勧告等を行うことととする。

- (1) 石油等の流出、可燃性ガスの漏洩及び機器等の異常圧力上昇により火災又は爆発の危険が生じた場合、 又はそのおそれのある場合
- (2) 毒性ガスが漏洩した場合、又はそのおそれがある場合

2 分担

- (1) 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに住民に対し避難の勧告又は指示を行う。
- (2) 警察官は、市長から要求があったとき、あるいは、市長が勧告及び指示することができないと認めると

きは、住民その他の関係者に対し避難のための立退きを指示する。

- (3) 海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき、あるいは、市長から要求があったとき、若しくは市長が避難の勧告及び指示することができないと認めるときは、船舶乗組員及び住民等に対し避難の勧告又は指示を行う。
- (4) 特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を講ずる。
- 3 避難の勧告又は指示後の措置
 - (1) 市長は、避難の勧告又は指示をしたとき若しくは警察官、海上保安官から避難の勧告又は指示をした旨の連絡を受けたときは、防災本部長又は現地防災本部長に報告する。
 - (2) 特定事業者は、従業員等の避難を実施したときは、速やかに市長に報告する。
- 4 伝達方法
 - (1) 警鐘、サイレン等
 - (2) 広報無線
 - (3) 自転車、バイク及び広報車等
 - (4) テレビ、ラジオ等
 - (5) ヘリコプター、船舶等
- 5 避難勧告文又は指示文

避難勧告文又は指示文の基本的事項は、次に留意して平常作成しておくものとする。

- (1) 事故発生場所
 - ○○市○○番地、○○工場
- (2) 避難の理由
- (3) 避難区域
 - 00市00
- (4) 避難場所
 - ○○市の○○公園あるいは○○小学校等
- (5) 避難に際しての注意事項
 - ア 使用火気の閉栓を確認すること。
 - イ 窓・出入口の戸締りを確認すること。
 - ウ 持出品は最小限にすること。

(例えば非常持出袋など)

- エ 避難は、警察官、消防職団員、市職員の指示に従うこと。
- オ その他

〇 例文

(毒性ガス漏洩の場合)

こちらは、○○市○○広報車です。

本日、○○時○○分頃、○○市○○番地にある○○工場で○○ガス漏洩事故が発生しました。

○○ガスは、有毒ガスですので多量に吸うと危険です。○○市○○の皆さんは直ちに○○市○○公園(小学校)へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締りを行い、持出品は最小限にとどめ、警察 官、消防職団員、市職員の指示に従い、徒歩で避難して下さい。

(可燃性ガス漏洩の場合)

こちらは、○○市広報車です。

本日、○○時○○分頃、○○市○○番地にある○○工場で○○ガス漏洩事故が発生しました。

○○ガスは、可燃性ガスですので火災、爆発の危険があります。火気の取扱いには十分気をつけて下さい。

○○市○○の住民の皆さんは、直ちに○○市○○公園(小学校)へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を締め、窓・出入口の戸締りを行い、持出品は最小限にとどめ、警察 官、消防職団員、市職員の指示に従い、徒歩で避難して下さい。

第3 避難誘導

- 1 避難誘導は、市職員若しくは消防職員、警察官又はその他指示権者の命をうけた職員が行う。
- 2 避難経路には、原則として、警察官又は市職員を配置し、避難場所までの誘導を確実に行う。

第4 避難場所の管理

避難場所内の混乱を防止し、安全かつ適切なる管理を図るため、避難場所には必ず市職員を配置する。

- 1 避難場所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。
- 2 危険を及ぼすおそれのある物品等の搬入を阻止するほか、混乱の因となる行為を制止する等、避難場所内 の秩序の維持に努める。
- 3 災害発生状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、 把握に努める。
- 4 避難場所内に傷病人がいることを認めた場合には、速やかに適切な措置を講ずる。
- 5 避難場所内又は周囲に防御可能と考えられる火災等が生じたときは、避難者に協力を求め、安全を確保する。
- 6 給食、給水その他当面必要とされる物質の配給等に当たっては迅速適切な処置を取り、収容者の不平不満のないように努める。

第5 避難場所及び大気環境測定地点

避難場所と住民地区の大気環境測定地点は、資料編 第3-6に示すとおりである。

第6節 救急搬送対策

防災関係機関等は、災害による傷病者を速やかに医療機関に救急搬送するものとする。

第1 救急情報の連絡

- 1 発災事業者は、火災、爆発、有毒ガスの漏洩等により傷病者が発生し、当該事業者で措置できない場合は、 直ちに119番通報する。
- 2 茨城消防指令センターは、所轄消防署に救急隊の出動を指令する。
- 3 鹿島地方事務組合消防本部は、救急病院等の受入れ状況を速やかに把握し、救急隊に連絡する。
- 4 発災事業者は、独自に救急搬送を実施した場合は、その旨を鹿島地方事務組合消防本部へ報告する。
- 5 鹿島地方事務組合消防本部は、救急搬送の実施状況を速やかに防災本部へ報告する。

第2 救急出動体制

- 1 鹿島地方事務組合消防本部救急隊の出動は、消防計画の定めによる。
- 2 消防長は、災害の状況により他の事業所救急隊に、また必要に応じ県防災へリコプターに出動を要請する。
- 3 救急出動体制の基準は次のとおりとする。

体 制	内容
救急第1次出動	所轄消防署救急隊1隊及び発災事業所救急隊により対応する。
救急第2次出動	必要とする消防署救急隊の応援を得て対応する。
救急第3次出動	消防指令車及び隣接事業所救急隊の応援を得て対応する。
特 命 出 動	全消防車及び近隣市町村救急隊の応援を得て対応する。

〇 救急医療機関等

管轄区	名 称	所	在 地	ベッド数	電 話	診療科目
	白十字総合病院(告示施設)	神栖市賀	2148	304	0299 (92) 3311	内、外、整、皮、産婦、眼、呼、消、 循、放、耳、小、こう門、ひ尿、脳外、 リハ、麻、歯、リウマチ、小児歯科、 乳外
	城 之 内 医 院 (協力 施 設)	ル 筒	井1422-147	0	0299 (92) 1261	外、内、消、リハ
神	児 玉 医 院 (協力施設)	" 木	崎2406-261	0	0299 (93) 1177	内、呼、消、小、循、外、 整、皮、形、こう門、 精、心
栖	神栖済生会病院(告示施設)	<i>"</i> 知	手中央7-2-45	179	0299 (97) 2111	内、小、外、整、皮、放、循、眼、 耳、ひ尿、消、形成、呼、リハ、 婦、乳外、麻
	小 田 医 院 (協力施設)	" 波	崎8635	0	0479 (44) 0450	内、小、放、消、
	鹿嶋ハートクリニック(協力施設)	川 平	泉1-168	19	0299 (77) 8888	内、循、心外
	かみす中央メディカルクリニック (協力施設)	ル 知	手3061-101	0	0299 (77) 7277	内、循
	鹿 島 病 院(協力施設)	鹿嶋市平	井1129-2	261	0299 (82) 1271	内、精、呼、消、婦、眼、整、 リハ、歯、歯腔
鹿	小山記念病院(告示施設)	" 厨	5-1-2	224	0299 (85) 1111	内、外、産婦、整、歯、眼、呼、消、腎、 糖、心外、脳外、皮、形成、リハ、放、 歯腔、循、泌尿、麻、乳外
嶋	前 田 病 院 (協力施設)	ル 宮	中字三笠山5201	36	0299 (83) 1122	内、ひ尿、皮、腎、糖
	鹿 島 診 療 所 (協力施設)	" 光	3	0	0299-84-2934	内、外、歯

〇 事業所救急隊

事	業	所	救 急 隊 数	隊 員 数 (名)	電 話
日 本	製	鉄株	1	専 任 1	0299 (84) 2432
東日本製	東日本製鉄所鹿島地区		1	兼 任 5	0299 (84) 2432

第7節 医療救護対策

防災関係機関等は、災害による傷病者に対して速やかに医療救護を行うものとする。

第1 実施機関

- 1 茨城県
- 2 鹿嶋市
- 3 神栖市
- 4 日本赤十字社茨城県支部
- 5 特定事業者

第2 実施機関の措置

1 茨城県、鹿嶋市、神栖市、日本赤十字社茨城県支部 茨城県地域防災計画 (震災対策計画編) 第3章第4節第5「応急医療」に準じて実施するものとする。

2 特定事業者

- (1) 傷病者に対し、適切な応急処置を行う。
- (2) 多数の傷病者が発生し応急措置に長時間を要する場合、又は医療機関への収容が困難な場合は現場応急救護所を設置し、適切な措置を講ずる。

第8節 災害別防ぎょ対策

本区域の特殊性にかんがみ、防災関係機関等は、次のような災害想定に対応した防ぎょ方法により対処するものとする。

第1 原油タンクの爆発火災防ぎょ

1 想定するタンクの規模

タンク容量	50,000kl
品名	原油
型 式	フローティングルーフ
寸法(高さ×直径)	19.7m×61m
防油堤面積	19, 300 m²

2 防災関係機関等の措置

(1) 発災事業者

- ア 当該事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- イ 火災等の発生を第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに119番通報する。
- ウ 現場従業員は、緊急運転停止等の必要な応急措置をとる。
- エ 自衛防災組織による消火等の防ぎょ活動を行う。
- オ 地域住民に対し、第5章第4節「広報対策」に定めるところにより広報する。
- カ 公設消防隊に対し、事故の状況、爆発等の危険性の有無、毒性の有無及び注水可否等の説明を行い、 現場へ誘導する。
- キ 防災管理者(又は事業所消防隊長)は、消防長に対し自衛防災組織の配備状況等の報告を行った後、 その指示に従って行動する。
- ク 共同防災隊及び応援要請事業者に対し、応援出動が直ちにできるよう災害等の状況を通報する。
- ケ 発災事業所が広域共同防災組織を構成する特定事業所であり、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災 が発生若しくは拡大が懸念される場合は、大容量泡放射システム(泡放射砲、泡消火薬剤、ホース、水 中ポンプ、送水ポンプからなるシステムの総称)が配備されている鹿島石油(株)鹿島製油所に対し、当 システムの搬送要請を行う。
- (2) 鹿島地方事務組合消防本部の措置
 - ア 所轄消防署と自衛防災隊の消防力により防ぎょ可能な場合における鹿島地方事務組合消防本部の措置(第1次、第2次防災体制)
 - (ア) 特定事業所の火災等を覚知した場合は、消防計画により出動するとともに第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに防災関係機関に通報する。

- (イ) 現場に到着した上位指揮者は速やかに指揮本部を設置する。
- (ウ) 上位指揮者は、防災管理者(又は事業所消防隊長)から燃焼物質の品名・数量・危険性、有害物等の有無、応急措置の概要と今後の対策等について説明を受け、各消防隊の指揮にあたる。
- (エ) 地域住民に対し、第5章第4節「広報対策」の定めるところにより広報を行う。
- イ 通常の出場隊では防ぎょが困難であり、増援又は外部に応援要請を行う場合における鹿島地方事務組 合消防本部の措置(総合防災体制)
 - (ア) 火災等の状況、措置の概要及び今後の対策等を防災本部へ連絡する。
 - (イ) 消防計画に基づき増援隊を出場させる。
 - (ウ) 相互応援協定による応援隊を出場させる。
 - (エ) 他地区の自衛防災隊の応援を要請する。
 - (オ) 応援隊を指揮する。
 - (カ) 避難勧告及び指示を行う。
 - (キ) 要救助者及び傷病者の応急措置を行い必要ある場合は、救急隊により病院に搬送する。
 - (ク) 浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生若しくは拡大が懸念される場合、常磐地区広域共同防 災警防計画に基づき指示を行う。

3 防ぎょ方法及び必要とする防災資機材等

区 分	五及い心安とする防灰貨機材等 防 ぎ よ 方 法	1時間で防ぎょ可能な防災資機材等
シール部分の火災	タンクのハロゲン消火設備及び10基のエ ア・ホームチャンバーにより消火する。	消火に必要な消火薬剤 3.6kl
	1 初期消火活動	自 衛 防 災 隊 小型動力ポンプ 2台
	発災現場従業員等は、直ちにタンクの 固定消火設備を使用し冷却及び消火活 動を行う。	大型化学高所放水車 1台
	2 自衛防災隊 自衛防災隊は、直ちに屋外消火栓及び 小型動力ポンプにより隣接タンクの冷	共 同 防 災 隊
	が空動力がシブにより隣接タンクの行 却放水を行う。 3 共同防災隊	泡 原 液 搬 送 車 2台
	発災後直ちに出動し、防ぎょ活動を行 う。	は し ご 車 1台 大型高所放水車 1台
タ	4 公設消防隊 災害覚知後直ちに出場し、自衛防災隊	公 設 消 防 隊 大 型 化 学 車 2台 普 通 化 学 車 1台
ン	等を掌握して防ぎょ活動を行う。	泡原液搬送車 1台
ク	5 応援自衛防災隊 応援要請を受けた後直ちに出動し、応	大型 化学 車 1台 甲種 化学 車 7台
内	援要請事業所消防隊長の指揮下に入る。 6 消火薬剤の搬送	消火に必要な消火薬剤 35k1以上
全	公設消防隊及び共同防災隊の泡原液 搬送車により備蓄分を搬送し補給する。	
面	7 広域共同防災組織の防災要員 応援要請を受けた後直ちに出動し、応	広域共同防災組織規程 泡放射砲、泡消火薬剤、ホー 防災資機材の備付状況 ス、水中ポンプ、送水ポン
火	援要請事業所消防隊長の指揮下に入る。 8 大容量泡放射システムの搬送	参照プなど
災	一般社団法人茨城県トラック協会手配 の搬送用車両により必要な資機材を搬 送する。	

	7 I. A I W	±	P.L. 277				
	タンク内全面火災の防ぎょ方法を基本		防災隊				
	とするが、特に次の点に留意する。	共 同	防災隊	II			
防	当初は、輻射熱の関係から、高所放水車	公 設	消 防 隊	ı,			
油	等により必要時間放射を続行し、その後、			大型高所放水車 2台			
堤	化学車も加わり防ぎょする。未燃焼の防油			大型化学車3台			
内	堤内に対しては、高発泡器により泡を放射	r 摇 i	衛防災隊	泡原液搬送車 1台			
	する。また、タンクの冷却のため消防車及	心 饭 日	用的火烧	甲種化学車8台			
火 "	び屋外消火栓等により冷却放水する。			普通化学車 4台			
災				普通消防車3台			
		その他の泡	消防関係機関	普通化学車36台			
		消火に必要	要な消火薬剤	226k1以上			
タンク及び		- 1 10 14 77					
防油堤内同	当初は、輻射熱の関係から、高所放水車等に						
時火災	大勢を押え、その後、防油堤内火災からタ 	ンク火災の	防ぎょにかか				
	る。						
区分	防ぎ	よ	方	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
消火活動上の留意事項	を行う。 2 状況によりタンク内容物の移送、隣接 3 消火に必要な泡水溶液の量は、油面1m 念頭に置いて、燃焼面積から必要資機材 4 消火活動は、風上から行う。やむ得な 慮する。 5 泡は一挙に大量放射する。(ただし、高に大量放射するとそれだけ大量の油泡を る。)また、泡放射を途中で中断すること 6 泡の散布放射は、効果が激減するのですでは延焼危険の大きい方を先に放射する 7 泡放射は油面を撹拌しないように行う衡板として活用する。 8 スロップオーバー、ボイルオーバーに 9 浮屋根型タンクのリング火災の場合は 10 鎮火しても再燃防止のためしばらくは 11 水の補給は、隣接事業所から確保する	『当たり毎分等を判断すりを判断する。 生のの所にがいるのでは、、泡をは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	76.5トンが標 つる。 横から行う。 油の火災ではいれがあるので う注意集中的に うこのため射が いこのため射が いに能率的に放 ではいる。	準とされている。このことを なお、風向、風速の変化を配 出火から長時間後に泡を一挙 、スロップオーバーに注意す こ放射する。また、状況によっ 程等が許せば対面の内壁を緩			

第2 毒性・可燃性ガス漏洩防ぎよ

毒性・可燃性ガス漏洩が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災関係機関等は、相互に協力して迅速 適切な措置を講じ、地域住民の安全を確保するものとする。

1 発災事業者の措置

- (1) 当該事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- (2) 異常現象の発生を第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに119番通報する。
- (3) 傷病者の応急措置及び搬送を実施する。
- (4) 従業員は、必要な保護具を着用し漏洩場所の状況を確認のうえ次の緊急措置を講ずる。
 - ア 緊急遮断弁の作動及びポンプ、コンプレッサー等の運転停止
 - イ 漏洩部分の閉鎖、密閉
 - ウ 薬剤による中和、水による希釈等
 - エ 移送又はブローダウン
- (5) ガス検知を行うとともに漏洩の状況と風向、風速等を考慮し、地域住民に対し影響が予想される場合は、 第5章第4節「広報対策」に基づき、速やかに災害の状況、避難の必要性の有無等を地域住民に周知する とともに、災害の状況によっては緊急避難の措置を講ずる。
- (6) 防災関係機関には必要かつ、正確な情報を迅速に提供するとともに、密接な連携のもとに防災活動を行う。

2 鹿島地方事務組合消防本部の措置

- (1) 発災事業所の自衛防災隊、共同防災隊及び所轄消防署の防災力によって防ぎょ可能な場合の措置(第1 次防災体制)、並びに第1次防災体制に加え鹿島地方事務組合消防本部の全消防署及び相互応援協定に基 づく事業所応援隊等の防災力によって防ぎょ可能な場合の措置(第2次防災体制)
 - ア 毒性・可燃性ガス漏洩を覚知したときは、鹿島地方事務組合消防本部は消防計画に基づき、消防隊を 出動させるとともに、第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに防災関係機関に通報する。
 - イ 現場に到着した上位指揮者は速やかに指揮本部を設置する。
 - ウ 上位指揮者は防災管理者から災害の状況、漏洩物質の性質、応急措置、拡散状況及び今後の対策等に ついて説明を受け各隊の指揮に当る。
 - エ 傷病者がある場合は、速やかに救護活動を行う。
 - オ 事業所が行う漏洩防止等の応急措置等を確認する。
 - カ ガス滞留防止のため、消防隊による噴霧放水による拡散防止等を行う。
 - キ ガス検知の結果及び風向、風速、ガスの性質等を勘案して危険区域を設定し、区域内の火気禁止措置 を行う。
 - ク 風下地域の住民及び事業所に対して第5章第4節「広報対策」に基づき、速やかに災害の状況等を広報する。
- (2) 発災事業所の自衛防災隊、共同防災隊及び所轄消防署の防災力では防ぎょが困難な場合の鹿島地方事務 組合消防本部の措置(総合防災体制)
 - ア 消防計画の定めるところにより応援消防隊を出場させるとともに他区域の消防隊の出動を要請する。
 - イ 災害の状況及び応急措置等の概要を防災本部へ逐次連絡する。

- ウ ガス拡散により風下の住民及び事業所に危険がおよぶと判断される場合は、速やかに避難の勧告、指 示等を行う。
- エ 他機関との相互連絡を密にし、現場活動においても協力して統一的な活動を行う。

3 鹿島海上保安署の措置

発災が陸上事業所内である場合も隣接海上との密接な関連を考慮し「海上災害防ぎょ」に準じた対策を講ずる。

第3 海上災害防ぎょ

海上において、船舶火災、油の流出及び流出油による海面火災等の災害が発生した場合、防災関係機関等は相 互に協力して迅速適切な防ぎょ対策を講ずるものとする。

- 1 災害防ぎょ体制の確立
 - (1) 災害情報の収集、伝達及び港長の命令、勧告等
 - ア 第5章第2節「災害情報対策」に基づき防災関係機関等へ通報
 - イ 危険物荷役の中止命令、勧告
 - ウ 特定区域からの移動命令
 - エ 火気取締りに関する指示
 - (2) 災害の規模に応じた災害防ぎょ体制
 - ア 他海上保安部・署の巡視船艇、航空機及び職員等の派遣要請
 - イ 防災関係機関等への協力要請
 - (ア) 海上災害防止センター
 - (イ) 自衛隊
 - (ウ) 茨城県警察本部
 - (工) 鹿島地方事務組合消防本部
 - (オ) 鹿島港災害対策協議会
 - (カ) 関係事業所
 - (キ) 茨城県沿岸排出油等防除協議会
 - (ク) その他の団体
 - (3) 防ぎょ活動の指揮

ア 現場指揮官等の設置

海上災害発生時には、交通規制等により現場付近水域の秩序と安全を維持し、かつ、防ぎょ作業の統制を図りながら、災害の鎮圧と拡大防止を円滑、効果的に実施するため、特定の海上保安官が、現場指揮官となり災害現場の保安及び作業実施上の指揮をする。

ただし、協力機関の状況によっては、現場指揮官とせず、現場統制官あるいは現場調整官(以下「現場指揮官等」という。)とする。

イ 現場指揮官等及び協力船艇等を含む各船艇間等の相互連絡は、防災相互通信用無線局を使用して、そ の円滑を図るものとする。

2 災害防ぎょ

(1) 船舶火災

ア 発災船舶の措置

- (ア) 海上災害の発生に関する情報を第5章第2節「災害情報対策」基づき、直ちに通報する。
- (4) 発災船舶の船長は、直ちに人命救助、初期消火及び延焼防止等の応急措置を講ずる。
- (ウ) 船舶積載中の可燃物を他船舶、陸上又は火災船内の空タンクへ抜き取り移送を行う。 ただし、抜き取られることによって、タンク内にガスが充満し爆発を起こさないよう慎重に配慮する。

イ 発災事業所の措置

- (ア) 当該事業所内に警報を発し、関係部署に緊急事態を周知するとともに、第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに通報する。
- (イ) 自衛防災隊による消火等の防ぎょ活動を行う。
- (ウ) 危険物漏洩防止のための緊急送油停止及び関係バルブ閉鎖等の応急措置を講ずる。
- (エ) 陸上施設及び現場附近の在泊船舶等への延焼防止等の措置を講ずる。

ウ 鹿島海上保安署の措置

- (ア) 発災船舶に対する初期消火、延焼防止等を指導する。
- (イ) 巡視船艇等が現場に急行し乗組員の救助及び消火活動を行う。
- (ウ) 港内防災船艇の現場急行を要請する。
- (エ) 現場指揮官を定め各防災船艇の指揮を統制する。
- (オ) 必要に応じ在泊船舶の移動を命じ、又は発災船舶の曳航沖出しを行う。

エ 鹿島地方事務組合消防本部の措置

- (ア) 海域での船舶火災
 - a 海上火災を覚知したときは、鹿島海上保安署へ連絡する。
 - b 海上火災を覚知したとき及び鹿島海上保安署から応援要請があったときは、直ちに消防艇を出動 させ現場指揮官等の指揮により防ぎょ活動を実施する。
- (イ) 着岸けい留中の船舶火災
 - a 着岸けい留中の船舶火災を覚知したときは、消防計画に基づき、消防艇及び陸上消防隊を出動させるとともに、第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに防災関係機関へ通報する。
 - b 負傷者等の救助作業を行う。
 - c 陸上施設への延焼警戒及び防ぎょ活動を行う。

オ 消火薬剤の搬送

消火薬剤の補給搬送が円滑に実施できるよう、防災関係機関等は連絡を密にし、相互に協力する。

(2) 流出油

ア 発災事業所の措置

- (ア) 災害の発生に関する情報を第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに通報する。
- (4) 流出油の敷地外流出を最小限にくい止めるため排水溝の緊急閉鎖、土のう積み又は他のタンクへの 移送等の必要な措置を講ずる。
- (ウ) オイルフェンスの展張、油回収船の配備等により海上流出油の回収及び拡散防止措置を講ずる。
- (エ) 陸上、海上ともに現場の警戒を厳重にし、火災発生等の二次災害防止措置を講ずる。

イ 鹿島海上保安署の措置

- (ア) 発災事業所又は船舶に対し、流出油の増大及び拡散の防止措置を指導する。
- (4) 巡視船艇等が現場に急行し、流出油の増大及び拡散の防止措置を行う。
- (ウ) 港内防災船艇の現場急行を要請する。
- (エ) 現場指揮官を定め各防災船艇の指揮を統制する。
- (オ) 非引火性油の場合は、処理船隊を編成し、油処理剤、吸着マット、油回収装置、油回収船等による 処理を速やかに行う。
- (カ) 引火性物質又は有毒物質の場合は、二次災害を防止するため、性急な行動を避け当該物質の性状に 対応した防ぎょ活動を順次行う。
- (キ) 救助を要する者がある場合は、他の作業に優先して救助にあたる。
- (ク) 必要に応じ、在泊船舶の移動を命じ、又は発災船舶の曳航沖出しを行う。
- ウ 鹿島地方事務組合消防本部の措置
 - (ア) 流出油火災を伴わない場合
 - a 流出油を覚知したときは、消防計画により消防艇を出動させるとともに、第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに防災関係機関に通報する。
 - b 発災事業所及び岸壁関係者に対して、オイルフェンスを多重的に展張する等の拡大防止措置及び 流出油回収作業等について指示する。
 - c 火気使用制限等の指導をする。
 - d 現場指揮官等と連絡を密にし、必要により岸壁施設の危険物等を除去する。
 - e 海上関係の防ぎょ活動は、現場指揮官等の指揮のもとに行う。
 - f 状況により、岸壁附近の従業員及び住民に対し避難について指示する。
 - (イ) 流出油火災を伴う場合
 - a 岸壁施設に接する場所の流出油火災を覚知したときは、消防計画により、消防艇及び陸上消防隊 を出動させるとともに、第5章第2節「災害情報対策」に基づき、直ちに防災関係機関に通報する。
 - b 海上での流出油火災を覚知したとき、又は鹿島海上保安署から応援要請があったときは、消防艇 を出動させ現場指揮官等の指揮のもとに行動する。
 - c 発災事業所の自衛防災隊及び共同防災隊等の陸上部隊を指揮する。
 - d 現場指揮官等と連絡を密にし、陸海相互に協力し、迅速かつ円滑な防災活動を行う。
 - e 負傷者等を救助する。
 - f 岸壁施設、その他の陸上施設への延焼警戒及び防ぎょ活動を行う。

第9節 公害防止対策

防災関係機関等は、日頃から環境汚染等に対する監視、指導に努めるとともに、災害発生時には災害に伴う環境汚染の拡大防止を図るものとする。

第1 実施機関

- 1 茨城県
- 2 鹿嶋市

- 3 神栖市
- 4 特定事業者

第2 実施機関の措置

- 1 茨城県
 - (1) 災害発生により環境汚染等が発生するおそれがあるときは、特定事業者に対し公害防止対策を行うよう 指導する。
 - (2) 災害発生による環境汚染等が起こらないよう公害監視体制の強化を図る。
 - (3) 災害による環境汚染が発生したときに、特定事業者を指導し、環境汚染等の拡大防止を図る。

2 鹿嶋市及び神栖市

- (1) 災害発生により環境汚染等が発生するおそれがあるときは、現地へ係員を派遣し状況の把握に努めるとともに、県へ報告する。
- (2) 災害による環境汚染等が発生したときには、県と連携をとりながら、特定事業者を指導し、環境汚染等の拡大防止を図る。

3 特定事業者

- (1) 災害発生に伴って流出した有害物及び油等が公共用水域等に流入及び地下浸透しないよう適切な措置を講ずる。
- (2) 消火薬剤等が公共用水域に流出したときは、ただちに拡散防止の措置を講ずる。
- (3) 環境汚染等が発生したときは、その範囲及び被害の調査を行うとともに、その結果を県及び関係市町村に報告する。

第10節 防災資機材等調達対策

災害の状況によっては、防災資機材等を多量に必要とするので、防災関係機関等は、迅速に調達できるよう対策を講ずるものとする。

なお、防災資機材等は、浸水の可能性の少ない場所又は高い位置に保管しておくよう努める。

第1 実施機関

- 1 鹿島海上保安署
- 2 自衛隊
- 3 茨城県
- 4 鹿嶋市
- 5 神栖市
- 6 鹿島地方事務組合消防本部
- 7 特定事業者
- 8 防災協議会

第2 調達先

防災関係機関等は、あらかじめ関係機関、団体、事業所等の保有する防災資機材等の種類及び数量等を常に把握し、調達先を明確にしておくものとする。

第3 調達方法

1 調達手続

防災資機材等を調達する場合は、調達先に対し次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 防災資機材等の種類及び数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要事項

2 輸送方法

防災資機材等の緊急輸送は、原則として発災事業所又は防災資機材等の不足をきたした機関が行うものと し、これが不可能又は著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか次の方法により行う。

ただし、発災事業所が広域共同防災組織を構成する特定事業所であり、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面 火災が発生若しくは拡大が懸念され、大容量泡放射システムの搬送が必要な場合には、当該輸送計画に基づ く方法も行う。

- (1) 陸上輸送
 - ア 防災関係機関等の車両
 - イ 運送業者の車両
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の車両
- (2) 海上輸送
 - ア 海上運送業者の船舶
 - イ 海上保安庁の巡視船艇
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の船舶
- (3) 航空輸送
 - ア 災害派遣要請による自衛隊の航空機
 - イ 県防災ヘリコプター

第11節 災害警備対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、特別防災区域及びその周辺における公共の安全と人心の安 定を図るため、防災関係機関等は相互に協力し、次の措置を講ずるものとする。

第1 実施機関

- 1 鹿島海上保安署
- 2 茨城県警察本部
- 3 鹿嶋市

- 4 神栖市
- 5 鹿島地方事務組合消防本部

第2 実施機関の措置

1 鹿嶋市及び神栖市

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要があるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

2 茨城県警察本部

警察官は、市長から要求があったとき、もしくは、市長が警戒区域を設定できないと認めるときは、自ら 警戒区域を設定する。この場合は、警察官は直ちに市長に通知する。

3 鹿島海上保安署

海上保安官は、市長から要求があったとき、もしくは、市長が警戒区域を設定できないと認めるときは、 自ら警戒区域を設定する。この場合、海上保安官は直ちに市長に通知する。

4 鹿島地方事務組合消防本部

防ぎょ活動を円滑に実施するため災害の規模、態様等に応じ、警戒区域を設定する。

第3 警戒区域の設定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民、従業員及び船舶乗組員の生命又は身体に対する危険 防止のため、特別防災区域及びその周辺地域並びに周辺海域において警戒区域を設定する必要があると認めると き。

第4 災害警備の方法

災害警備を行う場合は、次により措置する。

- 1 茨城県警察本部
 - (1) 警戒区域は、掲示板、ロープ、赤旗及び赤色燈等により明示する。
 - (2) 警察官により住民等の立入り禁止及び交通規制を行うとともにその周知を徹底する。
- 2 鹿島海上保安署
 - (1) 警戒区域内の海域は巡視船艇が、岸壁上は海上保安官が巡回し警戒にあたる。
 - (2) 無線局を通じ警戒区域設定の情報を船舶に周知する。
- 3 鹿島地方事務組合消防本部
 - (1) 設定区域内における関係者以外の立入禁止、避難立退きの勧告、火気の使用制限及び禁止等の措置を講ずる。
 - (2) 警戒区域は、ロープ等によるほか警戒員等を配置して警備する。

第12節 交通対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、陸上及び海上交通の安全と緊急車両の通行及び緊急船舶の 航行を確保するため交通規制を行うものとする。

第1 実施機関

- 1 茨城県警察本部
- 2 鹿島海上保安署

第2 交通規制等の基準

特別防災区域及び周辺道路並びに海域において、応急対策に従事する車両、船舶の交通確保並びに住民等の避難誘導を行うため必要があると認めるとき。

第3 実施機関の措置

- 1 茨城県警察本部
 - (1) 災害の規模、態様に応じ必要な限度において、災害現場及びその周辺の道路における歩行者及び車両等 の通行を禁止、又は制限する等の交通規制を行う。
 - (2) 交通規制にあたっては、特に緊急輸送車両の通行及び住民等の避難路の確保に努める。
- 2 鹿島海上保安署
 - (1) 必要に応じ発災海域における一般船舶の航行及び錨泊を制限する。
 - (2) 無線局を通じ航泊制限措置を船舶に周知する。

第4 特定事業者の協力

- (1) 発災事業者からの通報等により駆けつけた各特定事業所の応援駆けつけ者は、警察官の行う交通規制に協力する。
- (2) 交通規制に協力するための資材を常備する。

第5 緊急通行車両等の確認と証明書等の交付

緊急通行を行う車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合、緊急通行車両及び規制除外車両の確認は公安 委員会(県警察本部、警察署)において行い、緊急通行車両又は規制除外車両の証明書及び標章を交付する。

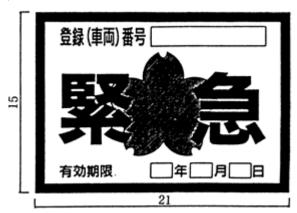
なお、緊急通行・規制除外車両確認証明書及び標章の様式は次による。

◎証明書の様式

	_									
第	号									
						年		月		日
			緊急	通行	車両	確認	証明	書		
					茨	城	県	知	事	印
					茨	城県	公安	委員	会	印
番号	景標に表え	示され	てい							
る番	号									
車両	前の用途(緊急輔	が送を							
行う	車両にあ	つってに	は、輸							
送人	、 員又は品	5名)								
使	用者	住	所		電	話	()	番
		氏	名							
通	行	日	時							
				出	発	地	目	的	J	地
通	行	経	路							
備			考							

第	号								
						年		月	日
		規	制除夕	車車車車	可確認	証明:	書		
						茨城県	人公安	委員会	印
番号	号標に表え	示され	してい						
る習	备号								
車同	可の用途(緊急輔	前送を						
行	車両にあ	つって	は、輸						
送力	人員又は品	名)							
使	用者	住	所			電話	()	番
		氏	名						
通	行	日	時						
诵	行	経	路	出	発	地	目	的	地
7::	1.4	ملنا/	РΗ						
備			考						

◎標 章



- 備 考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第13節 自衛隊の災害派遣要請

茨城県地域防災計画の定めるところによる。